

厚真町地域防災計画

【資料編】

令和 6 年 3 月
厚真町防災会議

厚真町地域防災計画 資料編 目次

資料1	厚真町防災会議条例	1
資料2	厚真町災害対策本部条例	3
資料3	厚真町防災会議運営規程	4
資料4	厚真町防災行政用無線局運用管理規程	5
資料5	厚真町防災行政用無線局運用細則	10
資料6	重要水防箇所	17
	・【厚真川】洪水浸水想定区域図（想定最大規模）	18
	・【厚真川】洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）	19
	・【ウクル川】洪水氾濫危険区域	20
	・【日高幌内川】洪水氾濫危険区域	21
	・【入鹿別川水系入鹿別川・長沼川】洪水氾濫危険区域図	22
	・【鵲川】洪水浸水想定区域図（想定最大規模）	23
	・【鵲川】洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）	24
資料7	高波、高潮、津波等予想区域	25
	・高波、高潮、津波等予想区域図（最大浸水深）	26
資料8	土砂災害警戒区域一覧表（警戒区域・特別警戒区域）	27
	・土砂災害警戒区域（拡大図）	32
資料9	石油コンビナート等災害予想区域	37
資料10	指定避難所一覧表	38
	1 厚真川洪水を除く指定避難所	38
	2 厚真川洪水の場合の指定避難所	39
	3 津波の場合の指定避難所	40
	4 石油コンビナート災害の指定避難所	40
	・指定避難所位置図	41
	・避難時通行経路図	42
資料11	指定緊急避難場所一覧表	47
	・指定緊急避難場所位置図	48
資料12	要配慮者施設（避難確保計画要作成施設）一覧表	49
資料13	災害協定締結一覧表	50
資料14	災害記録	59

資料1 厚真町防災会議条例

〔 昭和38年2月15日 〕
条例第6号
改正 平成12年3月27日条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、厚真町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 厚真町地域防災計画書を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて厚真町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚真町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者
 - (3) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (4) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 胆振東部消防組合厚真支署長及び厚真消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員及び公共的団体のうちから町長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、男女共同参画や多様な視点を反映させるため防災上必要と認めて町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第8号、第9号及び第10号の委員の定数は、それぞれ3人、1人、3人、1人、3人、13人、1人及び3人とする。
- 7 第5項の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の職員、北海道の職

員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各号に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月27日条例第22号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月15日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月22日条例第1号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月22日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第5項第7号及び同条第6項の規定により新たに任命された委員の任期は、平成19年6月21日までとする。

附 則(平成21年9月24日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の厚真町防災会議条例第3条第5項第1号の規定に基づいて任命された委員のうち改正後の厚真町防災会議条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第6項の規定により同条第5項第1号に該当しなくなった委員は、改正後の条例第3条第5項第8号の規定により任命された委員とみなす。

附 則(平成25年6月11日条例第4号)

この条例は、平成25年6月22日から施行する。

附 則(平成29年6月7日条例第16号)

この条例は、平成29年6月22日から施行する。

附 則(令和元年6月19日条例第10号)

この条例は、令和元年6月22日から施行する。

附 則(令和3年6月10日条例第21号)

この条例は、令和3年6月22日から施行する。

附 則(令和3年9月10日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 2 厚真町災害対策本部条例

昭和 38 年 7 月 18 日
条例第 29 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、厚真町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部に参与を置く。参与は災害対策本部長並びに副本部長を補佐する。

4 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部及び班の設置)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部及び班を置くことができる。

2 部及び班に属するべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を班に班長を置き、災害対策本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理し、班長は班の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 22 日条例第 1 号）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 6 月 11 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月 16 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料3 厚真町防災会議運営規程

〔 昭和38年6月28日 〕
規程第1号

(趣旨)

第1条 厚真町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び厚真町防災会議条例（昭和38年条例第6号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会長の職務代理)

第2条 防災会議の会長（以下「会長」という。）に事故があるときは、防災会議委員（以下「委員」という。）である厚真町副町長がその職務を代理する。

(防災会議の招集)

第3条 防災会議は会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して、防災会議の招集を求めることができるものとする。

(議事)

第4条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

附 則

この規程は、昭和38年6月28日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第7号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

資料4 厚真町防災行政用無線局運用管理規程

〔平成5年3月10日〕
訓令第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法令に定めるもののほか、防災行政用無線局の適正かつ能率的な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 厚真町防災行政用無線施設の親局をいう。
- (2) 固定系 同報無線方式によって通報をおこなう通信系をいう。
- (3) 移動系 MCA基地局及び陸上移動局の通信系をいう。
- (4) 総括責任者 無線局の管理及び運用上の責任者をいう。
- (5) 無線局管理責任者 総括責任者の命を受け、直接無線局の維持管理及び運用（固定系の運用を除く。）にあたる責任者をいう。
- (6) 固定系の無線局運用責任者 総括責任者の命を受け、直接固定系無線局の運用にあたる責任者をいう。
- (7) 無線従事者 電波法第2条第6号の規定により、無線設備の操作又はその監督を行う者であつて、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線施設を操作する資格を有する者をいう。
- (8) 無線局管理担当者 無線局管理責任者の命を受け、直接無線局の維持管理業務にあたる者をいう。
- (9) 通信取扱者 無線局の通信を取り扱う一般職員の者であつて、無線従事者以外の者をいう。
- (10) 通信統制 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、その他特に必要と認められる場合において、情報の迅速かつ効率的な収集及び伝達を図るため、平常時の通信を中止し、割込み通信順序の指定等を行うこと又はこれらの措置をとり得る状態にすることをいう。

(無線局の任務)

第3条 この無線局は、平常時においては一般行政事務に関する通信を取扱い、災害時等においては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく防災、応急救助、災害復旧に関する通信を取り扱うことを任務とする。

(総括責任者)

第4条 総括責任者は、町長とする。

- 2 総括責任者は、無線局の維持管理及び運用に関する業務について、無線局管理責任者及び固定系の無線局運用責任者を指揮監督する。

(無線局管理責任者)

第5条 無線局管理責任者は、総務課防災担当参事とし、不在時は総務課長とする。

- 2 無線局管理責任者は、総括責任者の命を受け、無線局の維持管理及び運用(固定系の運用を除く。)に関する業務について、無線従事者、無線局管理担当者及び無線取扱者を直接指揮監督する。

(固定系の無線局運用責任者)

第6条 固定系の無線局運用責任者は、まちづくり推進課長とする。

- 2 固定系の無線局運用責任者は、総括責任者の命を受け、固定系無線局の運用に関する業務について、無線従事者及び通信取扱者を直接指揮監督する。

(無線局管理担当者)

第7条 無線局管理担当者は、総務課防災グループ（防災行政無線担当）とする。

- 2 無線局管理担当者は、無線局管理責任者を補佐するとともに、電波法及びこれに基づく命令の規定を遵守して、無線局の円滑な運用を図る。

(無線従事者)

第8条 無線従事者は、無線従事者の資格を有する職員の中から管理責任者が指名する。

- 2 無線従事者は、無線局管理責任者及び固定系の無線局運用責任者を補佐するとともに、電波法及びこれに基づく命令の規定を遵守して、無線局の円滑な運用を図る。

(通信取扱者)

第9条 通信取扱者は、無線従事者の指揮のもと無線局の通信業務を行う。

(無線従事者の配置)

第10条 総括責任者は、無線局の運用状態に応じ、適正な資格、員数の無線従事者を配置しなければならない。

(通信系統)

第11条 通信系統は、別図のとおりとする。

(通信の範囲)

第12条 通信の範囲は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第3項の範囲内で次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 地震、火災、風水害等の非常事態に関する事項
- (2) 人命その他特に緊急を要する重要な事項
- (3) 行政事務に関する事項
- (4) その他総括責任者が必要と認める事項

(防災行政用無線利用者協議会)

第13条 防災行政用無線施設の広範な利用を図るため、防災行政用無線利用者協議会を置く。

(無線局の運用)

第14条 無線局の運用については、別に定める運用細則による。

- 2 胆振東部消防組合厚真支署及びとまこまい広域農業協同組合と無線設備を共用することとなる場合の運用については、別に定める協定書による。

(通信統制)

第15条 通信統制は、次の各号に定めるところにより実施する。

- (1) 実施責任者は、総括責任者とする。
- (2) 総括責任者が職務を行うことができないときは、固定系無線局にあっては固定系の無線局運用責任者が、移動系無線局にあっては無線局管理責任者が、これを代行する。
- (3) 総括責任者は、通信統制を行う必要がなくなったときは、これを解除する。

(非常災害時等における通信体制)

第16条 総括責任者は、次の各号の一つに該当するときは、直ちに無線局管理責任者及び固定系の無線局運用責任者に対し、通信の確保に必要な措置をとらせるものとする。

- (1) 災害その他緊急の事態が発生するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 無線局管理責任者又は固定系の無線局運用責任者が特に必要と認めるとき。
- 2 無線局管理責任者及び固定系の無線局運用責任者は、無線従事者及び通信取扱者を指揮し、防災通信の円滑な疎通を図るものとする。
- 3 無線局管理責任者は、第1項各号の場合、防災通信の円滑な疎通を図るため、移動系無線局を必要と認める場所へ配置することができるものとする。

(予備電源)

第17条 予備電源は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- (1) 無線設備を連続して72時間以上安定に作動させることができるものであること。
- (2) 操作が簡単であること。

(通信訓練)

第18条 無線局管理責任者及び固定系の無線局運用責任者は、少なくとも毎年1回以上定期的に通信訓練を行わなければならない。

- 2 訓練は、特に次の各号に重点を置くものとする。
- (1) 通信統制訓練
 - (2) 移動系による孤立集落からの情報伝達訓練

(職員の研修)

第19条 無線局管理責任者及び固定系の無線局運用責任者は、通信技能、機器の保守技術等の向上を図るため、必要に応じて関係職員に対し研修を行わなければならない。

(備付書類の管理)

第20条 無線局管理責任者は、無線局の備付書類を適正に管理保管しなければならない。

(無線従事者選(解)任届の提出)

第21条 無線局管理責任者は、無線従事者に異動が生じたときは、電波法第51条の規定により、速やかに無線従事者選(解)任届を北海道電波監理局長に提出するための手続きをとらなければならない。

(無線設備の点検及び整備)

第22条 無線局管理責任者は無線設備について、毎年2回以上定期的に点検を行い、その機能を確認しておかなければならない。

(細則)

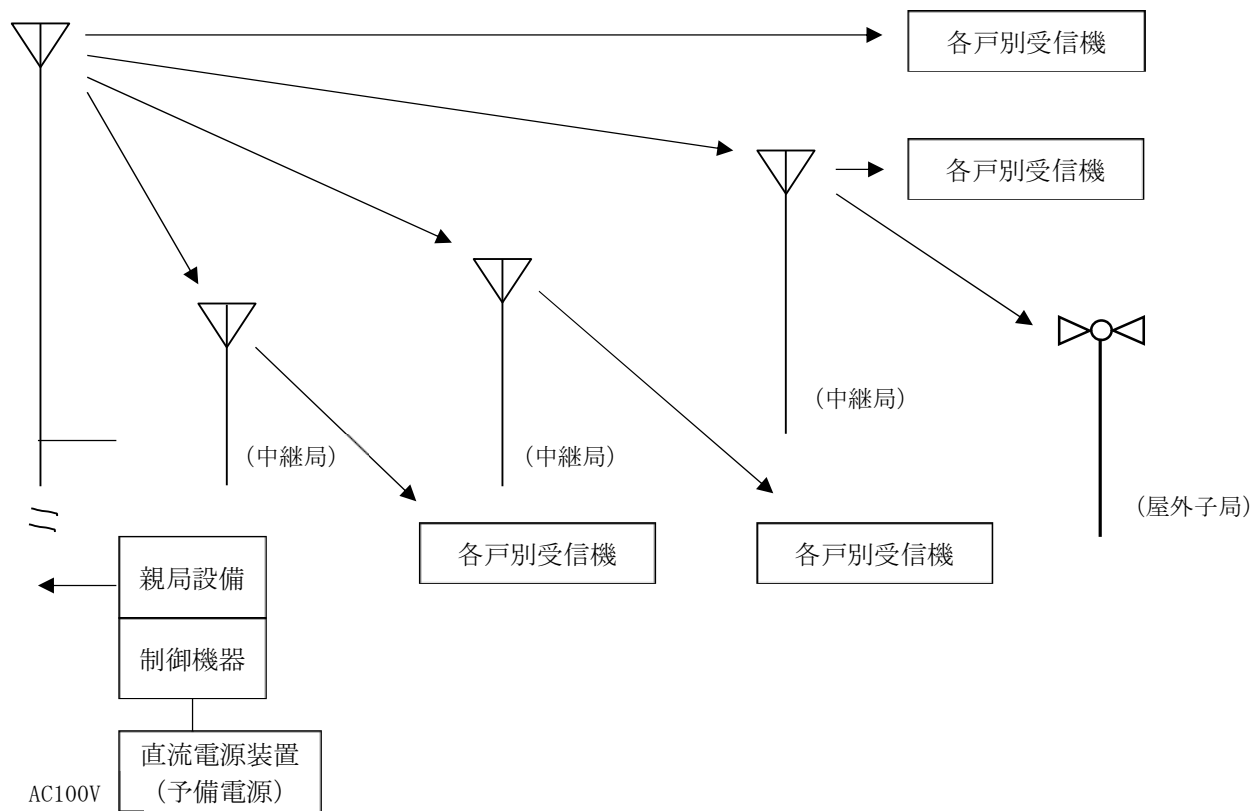
第23条 総括責任者は、この規程に定めるもののほか、必要に応じて無線局の運用管理に関する細則を定めるものとする。

附 則

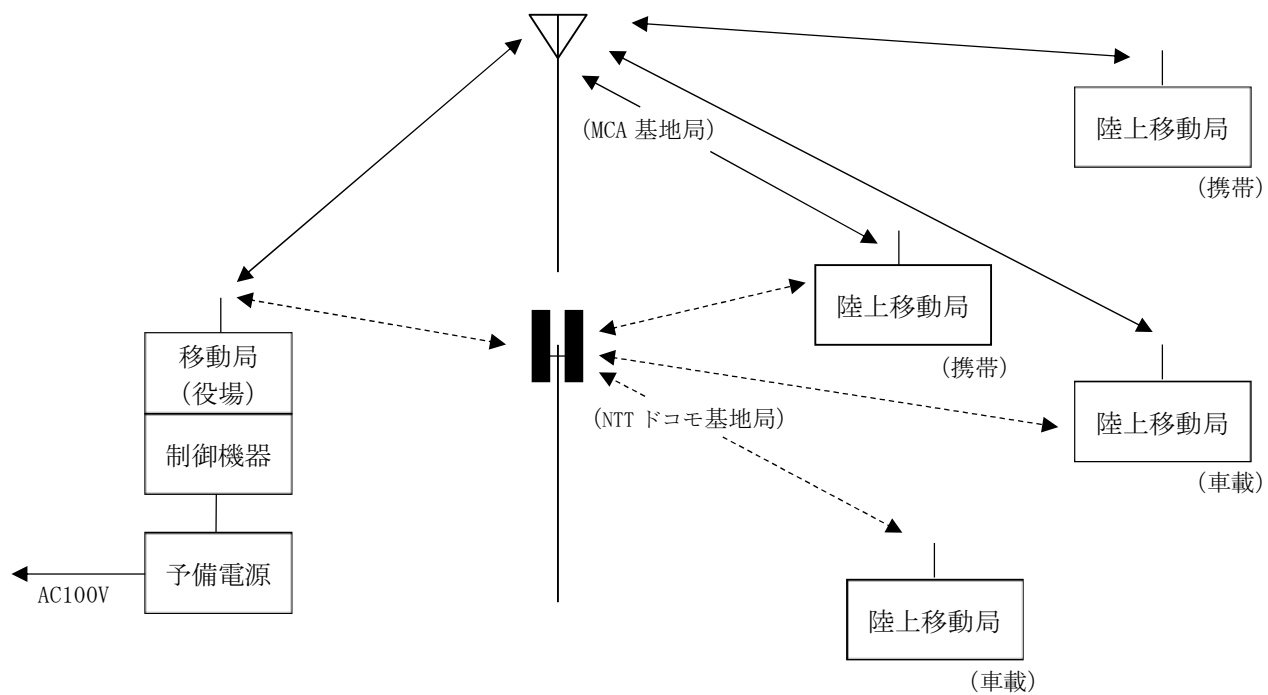
(施行期日)

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。
(厚真町防災行政無線局運用管理規程の廃止)
- 2 厚真町防災行政無線局運用管理規程(平成5年2月1日訓令第1号)は廃止する。

別 図 通信系図（固定系）



別 図 通信系図（移動系）



資料5 厚真町防災行政用無線局運用細則

令和5年3月10日
訓令第4号

(目的)

第1条 この細則は、厚真町防災行政用無線局運用管理規程（令和5年訓練第3号。以下「規程」という。）第23条に基づき、固定系及び移動系無線局の運用を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(通信の種類)

第2条 通信の種類は、次のとおりとする。

- (1) 固定系 定時放送及び緊急放送
- (2) 移動系 緊急通話、一斉通話、普通通話

(通信の対象)

第3条 固定系無線局で通信できる対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 町の主催・共催する各種行事及び催し物の開催案内
- (2) 町が後援している各種団体の行事及び催し物の開催案内
- (3) 前2号の中止又は延期の放送
- (4) 水道の断水や道路の通行止め等町民の生活に関すること
- (5) 町民全体に周知を図る必要性のある行政事務（納税、ごみ、停電等）
- (6) 気象情報とそれに伴う農作物被害注意情報等
- (7) 各種運動週間等の告知（火災予防、交通安全、選挙関係等）
- (8) 警察からの要請による行方不明者の捜索願及び町民の安全に関すること
- (9) 警察からの要請による劇薬、火薬等危険物の紛失及び誤った販売の照会等
- (10) 各公共機関からの要請で町民全体に周知を図る必要性があるもの
- (11) その他総括責任者が必要と認める事項

(通信時間)

第4条 固定系無線局からの通信時間は、次により行うものとする。

- (1) 緊急放送は、常時必要の都度行うものとする。
- (2) 定時放送は、次の表に掲げるとおりとし、その他の放送については、別途協議する。

区分	放送時間
自治会	6時30分～又は7時30分
チャイム	12時00分
役場	12時20分～12時30分
消防	12時30分～12時35分
農協	12時35分～12時45分
チャイム	19時00
消防	19時10分～19時15分
農協	19時15分～19時25分
役場	20時00分～20時10分
自治会	19時30分～20時00分又は20時30分～

(通信日)

第5条 固定系無線局の通信日は、次に掲げる日を除いた日とする。ただし、総括責任者が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月30日から1月4日

(通信の申し込み)

第6条 固定系無線局の通信の申し込み手続きは、次の各号の定めるところによる。

- (1) 各所属長は、所管する事務で住民に周知する必要のあるものについては、無線通信依頼書（様式第1号）により、通信日の前日の午後3時までに、固定系の無線局運用責任者に提出しなければならない。
- (2) 固定系の無線局運用責任者は、提出された通信依頼書の内容を検討し、通信の可否を決定するものとする。通信を否としたときは、その旨を通信依頼者に通知するものとする。

(通信の制限)

第7条 総括責任者は、災害発生、その他特に理由があるときは固定系無線局の通信を制限することができる。
2 総括責任者が職務を行うことができないときは、固定系の無線局運用責任者がこれを代行する。

(通信の記録)

第8条 通信取扱者は、通信を行ったとき無線局業務日誌に必要事項を記載しなければならない。

(通信の方法)

第9条 通信の方法は、原則として次各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 固定系

ア 例（平常時）

「こちらは、ぼうさいあつま。こちらは、ぼうさいあつまです。
……通信内容……以上で終わります。こちらは、ぼうさいあつま、こちらは、ぼうさいあつまです。」

イ 例（災害時）

「こちらは、ぼうさいあつま。こちらは、ぼうさいあつまです。
……災害に関する通信内容……以上で終わります。こちらは、ぼうさいあつま、こちらは、ぼうさいあつまです。」

(2) 移動系

ア 呼出し

ぼうさいあつま〇〇〇（相手局の呼出し名称を3回以内）。
こちらは（1回）ぼうさいあつま〇〇〇（3回以内）。

イ 応答

ぼうさいあつま〇〇〇（相手局の呼出し名称を3回以内）。こちらは（1回）
ぼうさいあつま〇〇〇（自局の呼出名称を3回以内）。

(3) 1回当たりの通信時間は、原則として3分以内とする。

(受信設備の利用)

第10条 固定系無線局の受信設備を利用しようとする者は、厚真町防災行政用無線受信設備借受申込書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(利用契約の解除)

第11条 利用者が転出又は転居する場合は、厚真町防災行政用無線受信設備返還・移設届書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。ただし、転出の場合は戸別受信機を返還するものとする。

(維持管理経費等の負担)

第12条 固定系無線局の無線施設等の利用者は、利用する部分に相当する施設の保守管理に要する経費を、次の各号より負担するものとする。

- (1) 遠隔制御局にかかる維持管理及び修理等に要する経費等
- (2) 戸別受信機にかかる電気料及び乾電池代等

(管理台帳の備え付け)

第13条 町は、管理台帳を備え、無線施設の目的達成に利用されるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成5年4月1日から施行する。
(厚真町防災行政無線局運用細則の廃止)
- 2 厚真町防災行政無線局運用細則（平成5年2月1日）は廃止する。

厚真町防災行政用無線通信依頼書

総括責任者	固定系の無線 局運用責任者	通信 取扱者（正）	まちづくり推進課 企画調整グループ	合 議

起 案 年月日		決 済 年月日		起案者 職氏名	課名 職名	グループ名 氏名
------------	--	------------	--	------------	----------	-------------

「通信月日」 月 日（曜）～ 月 日（曜）（昼・夜） 計 回

「臨時通信」 月 日 時 分

*文章は簡潔に記載してください	件名
	〇〇について

処理欄	月 日 時 分 印
-----	-----------

様式第2号（第10条関係）

厚真町防災行政用無線受信設備借受申込書（無償貸与契約書）

年 月 日

厚真町長 様

厚真町防災行政用無線受信設備を無償で借り受けたく、申し込みいたします。なお、借り受けた無線受信設備は適正に管理いたします。

使 用 者	フリガナ			
	氏 名 若しくは事業 所名及び代表 者名			
	住 所	厚真町 番地		
	自治会		世帯主	
電話番号	(自宅)			
	(携帯)			
設置場所区分		自宅 ・ 事業所		
次のいずれかに該当する 場合は、番号を○で囲う		1 同居家族の中に消防職員及び消防団員がいる 2 " 厚真町役場職員がいる 3 " 農協組合員がいる		
受取希望日時		月 日 午前 ・ 午後 時 ～ 午前 ・ 午後 時頃		

※上記の個人情報については、戸別受信機の貸与に関する目的以外には使用しません。

※記載上の注意

- 1 住所は、□□アパート△△号までご記入ください。
- 2 電話番号は、日中連絡の取れる電話番号をご記入ください。

※下記の欄は、記入しないでください。

設置年月日	年 月 日	セレコール番号	
屋外アンテナ設置の有無	有 ・ 無	シリアル番号	

※戸別受信機の貸与条件

- 1 戸別受信機は、常に良好な状態で維持管理すること。
- 2 許可なく戸別受信機を他人に譲渡、移転、その他の工作をし、又は転貸若しくは、担保に入れたりしないこと。
- 3 申込書の内容に変更がある場合は申し出ること。
- 4 転居の場合は、厚真町防災行政用無線受信設備返還・移設届書（様式第3号）を町長に提出すること。
- 5 家屋の解体又は転出、世帯合併等で、戸別受信機を休止又は廃止しようとするときは、厚真町防災行政用無線受信設備返還・移設届書（様式第3号）を町長に提出し、戸別受信機を返還すること。
- 6 戸別受信機の電源確保に要する経費及び電気料、乾電池等の維持管理経費は、申請者が負担すること。

厚真町防災行政用無線受信設備返還・移設届出書

年 月 日

厚真町長 様

下記理由により、厚真町防災行政用無線受信設備を（返還・移設）いたします。

使 用 者	フリガナ	
	氏 名	
	旧 住 所	厚真町 番地
	新 住 所	
	新しい自治会	※転居の方のみ記入
電話番号	(自宅)	
	(携帯)	
返還又は移設の理由 【番号を○で囲う】		1 転出 2 転居 3 その他（ ）

※記載上の注意

- 1 住所は、□□アパート△△号までご記入ください。
- 2 電話番号は、日中連絡の取れる電話番号をご記入ください。
- 3 返還する場合は届出書とともに戸別受信機を返還してください。

※下記の欄は、記入しないでください。

返還年月日	年 月 日	セレコール番号	
屋外アンテナ設置の有無	有 ・ 無	シリアル番号	

資料6 重要水防箇所

平成30年4月現在

番号	水系名	河川名	右・左岸	起点位置 (km)			終点位置 (km)			重要水防 区域延長	重要度	築堤 有・無	備考
				地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離				
1	厚真川	厚真川	右岸	上厚真	(国)新浜厚真橋	2.00	豊川	(道)豊川橋	12.09	10.09 km	B	有	樋門・頭首工
2	厚真川	厚真川	左岸	富野	(道)上厚真大橋	5.87	富野	(町)共栄橋	9.35	3.48 km	B	有	樋門
3	厚真川	厚真川	右岸	本郷	(道)厚真大橋から 1.63km下流	15.20	京町	(道)厚真新橋	17.50	2.30 km	B	有	樋門
4	厚真川	厚真川	右岸	京町	(道)厚真新橋	17.50	朝日	(町)常磐橋	19.40	1.90 km	B	有	頭首工
5	厚真川	厚真川	左岸	新町	(道)厚真大橋	16.83	新町	(町)水道橋	17.83	1.00 km	B	有	樋門
6	厚真川	ウクル川	右岸	新町	(町)水道橋	0.20	宇隆	(道)妙見橋	2.53	2.33 km	B	有	樋門
7	厚真川	ウクル川	左岸	新町	(町)堀田橋	0.68	宇隆	(道)宇隆橋	1.47	0.79 km	B	有	

■ 重要水防箇所

洪水時に危険が予想され重点的に巡視点検が必要な箇所

■ 重要度

- ・重要度A：水防上最も重要な区間
- ・重要度B：水防上重要な区間

【厚真川】洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

この図は、厚真川水系厚真川の水位周知区間について、水防法の規定に基づき、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域を表示しています。

【指定の前提となる降雨】
厚真川流域の48時間総雨量452mm

凡例

【浸水した場合に想定される水深】

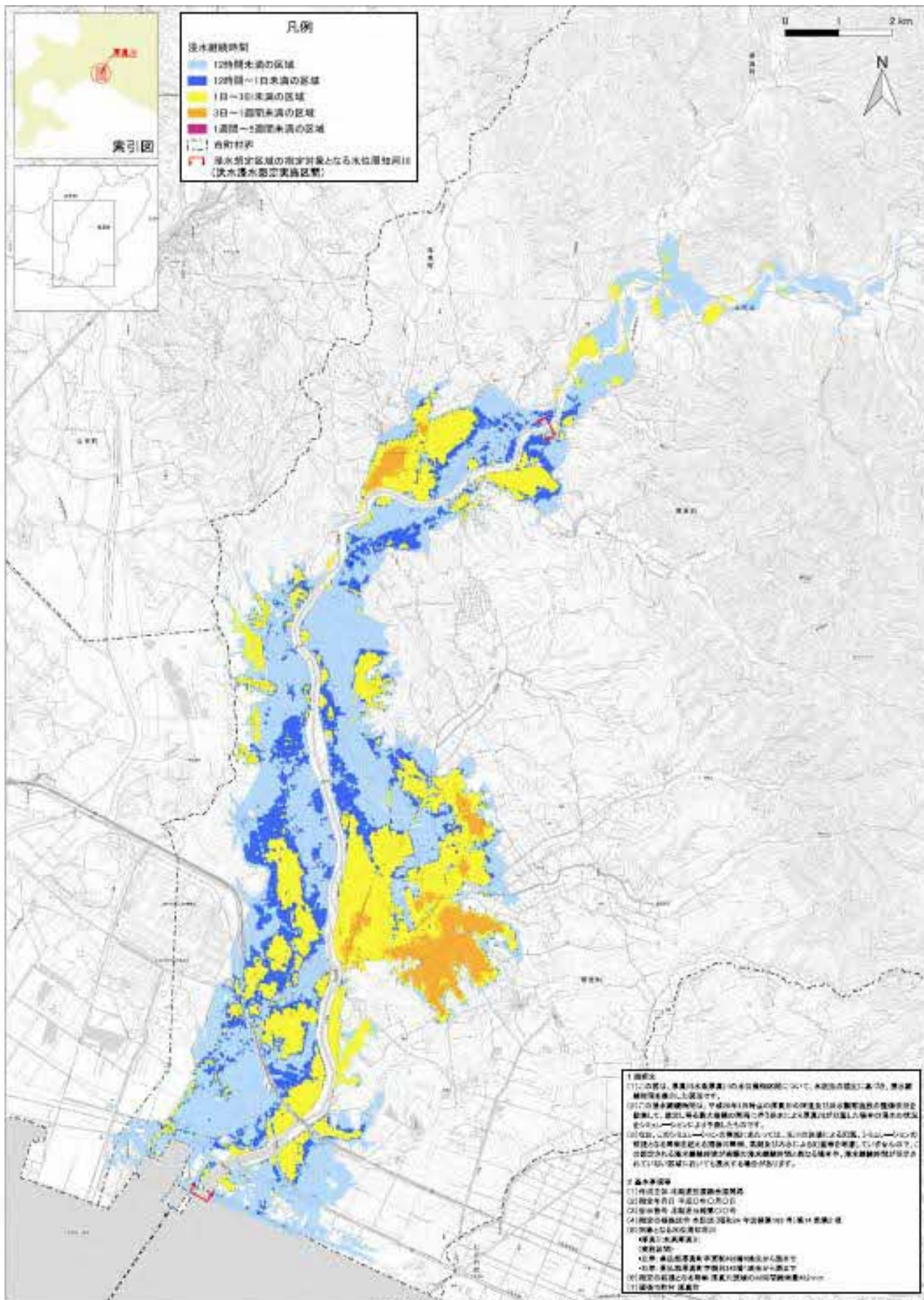
- 0.5m未満
- 0.5m以上 - 3.0m未満
- 3.0m以上 - 5.0m未満
- 5.0m以上 - 10.0m未満
- 10.0m以上 - 20.0m未満
- 20.0m以上

市町村界

浸水想定区域の指定対象となる水位周知河川（洪水浸水想定実施区間）

0 1 2 4 6 8 km

【厚真川】洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）



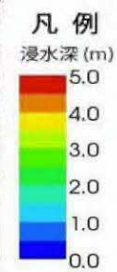
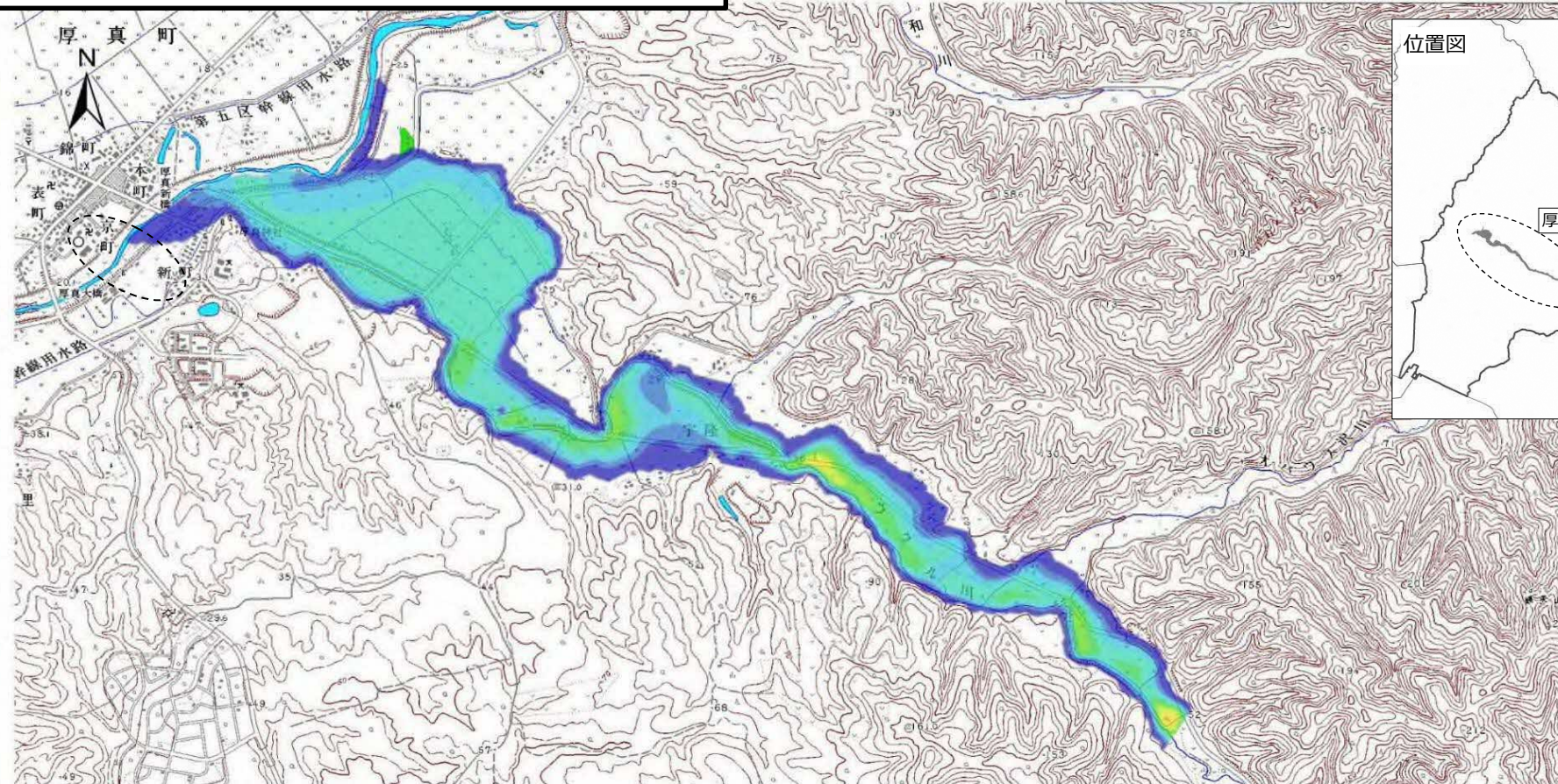
【ウクル川】洪水氾濫危険区域

【ウクル川】洪水氾濫危険区域

iRIC Software
Changing River Science

○洪水氾濫危険区域図は、河川断面など詳細な調査をしていない簡便な手法であるため、浸水範囲や浸水深などは概略で示していることから、表示以上の浸水深になることや浸水が予想されていない箇所でも浸水が起こる可能性があります。

位置図



説明文：この図は、厚真川水系ウクル川に、想定し得る最大規模の大雨（国土交通省：浸水想定（洪水、内水）の作成等のための想定最大外力設定手法）が降ったことにより、浸水した場合に想定される水深を簡便な手法で計算し示したものです。

対象降雨：厚真川水系ウクル川流域に1時間雨量100mmの大雨が降ったことにより、避難の目安となる氾濫域を示したものです。
また、1時間雨量100mm以下の場合でも氾濫する可能性があるため、河川周辺や浸水深が深い範囲の住民は降雨状況に十分注意してください。

検討区間：ウクル川：北海道勇払郡厚真町字隆77から北海道勇払郡厚真町本町81-10まで

その他計算条件：標高データとして、基盤数値情報の数値標高モデル（10mメッシュ）を使用。

お問い合わせ先：北海道 室蘭建設管理部 維持管理課 TEL 0143-24-9880

平成29年〇月 北海道 室蘭建設管理部

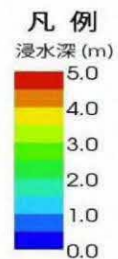
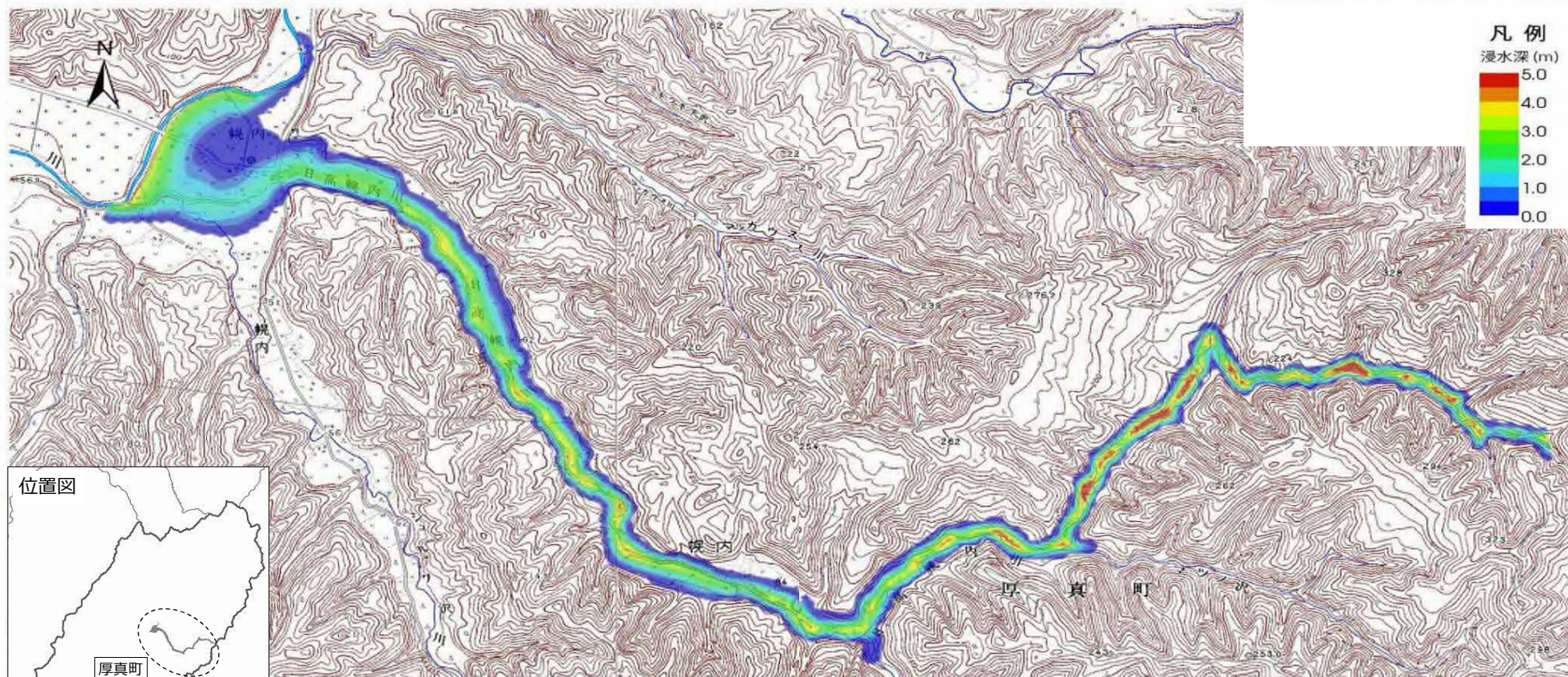
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）及び基盤地図情報を使用した。（承認番号 平29情使、第1337号）

【日高幌内川】洪水氾濫危険区域

【日高幌内川】洪水氾濫危険区域

iRIC Software
Changing River Science

○洪水氾濫危険区域図は、河川断面など詳細な調査をしていない簡便な手法であるため、浸水範囲や浸水深などは概略で示していることから、表示以上の浸水深になることや浸水が予想されていない箇所でも浸水が起こる可能性があります。



位置図

厚真町

0 0.5 1 2 km

説明文：この図は、厚真川水系日高幌内川に、想定し得る最大規模の大雨（国土交通省：浸水想定（洪水、内水）の作成等のための想定最大外力設定手法）が降ったことにより、浸水した場合に想定される水深を簡便な手法で計算し示したものです。

対象降雨：厚真川水系日高幌内川流域に1時間雨量110mmの大雨が降ったことにより、避難の目安となる氾濫域を示したものです。
また、1時間雨量110mm以下の場合でも氾濫する可能性があるため、河川周辺や浸水深が深い範囲の住民は降雨状況に十分注意してください。

検討区間：日高幌内川：北海道勇払郡厚真町幌内700-1から北海道勇払郡厚真町幌内895まで

その他計算条件：標高データとして、基盤数値情報の数値標高モデル（10mメッシュ）を使用。

お問い合わせ先：北海道 室蘭建設管理部 維持管理課 TEL 0143-24-9880

平成29年〇月 北海道 室蘭建設管理部

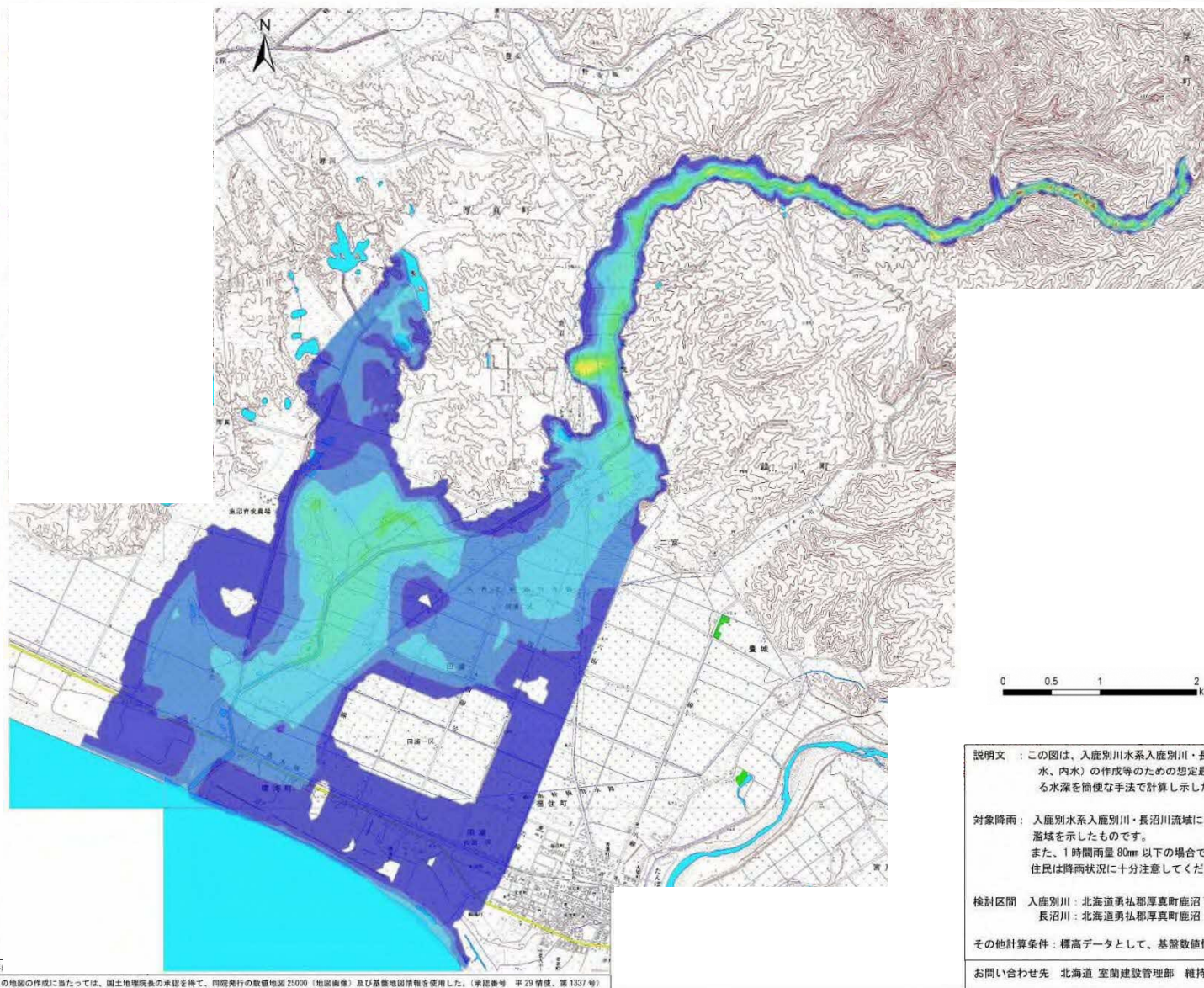
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）及び基盤地図情報を使用した。（承認番号：平29情保、第1337号）

【入鹿別川水系入鹿別川・長沼川】洪水氾濫危険区域図

【入鹿別川・長沼川】洪水氾濫危険区域

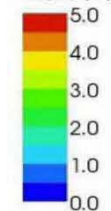
iRIC Software
Changing River Science

○洪水氾濫危険区域図は、河川断面など詳細な調査をしていない簡便な手法であるため、浸水範囲や浸水深などは概略で示していることから、表示以上の浸水深になることや浸水が予想されていない箇所でも浸水が起こる可能性があります。



凡例

浸水深 (m)



説明文：この図は、入鹿別川水系入鹿別川・長沼川に、想定し得る最大規模の大雨（国土交通省：浸水想定（洪水、内水）の作成等のための想定最大外力設定手法）が降ったことにより、浸水した場合に想定される水深を簡便な手法で計算し示したものです。

対象降雨：入鹿別川水系入鹿別川・長沼川流域に1時間雨量80mmの大雨が降ったことにより、避難の目安となる氾濫域を示したものです。
また、1時間雨量80mm以下の場合でも氾濫する可能性があるため、河川周辺や浸水深が深い範囲の住民は降雨状況に十分注意してください。

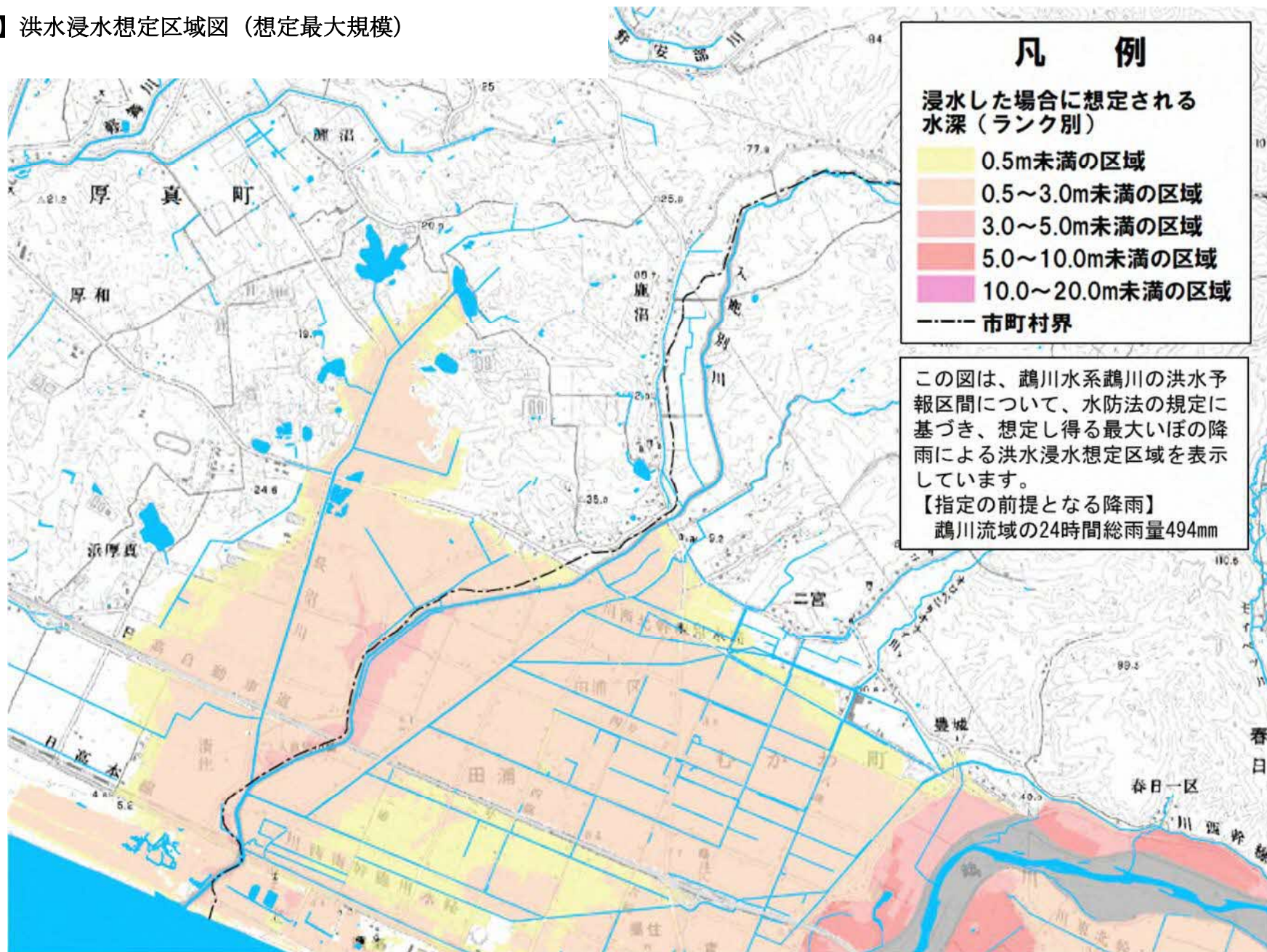
検討区間 入鹿別川：北海道勇払郡厚真町鹿沼7から海まで
長沼川：北海道勇払郡厚真町鹿沼124から北海道勇払郡むかわ町田浦94-1まで

その他計算条件：標高データとして、基盤数値情報の数値標高モデル（10mメッシュ）を使用。

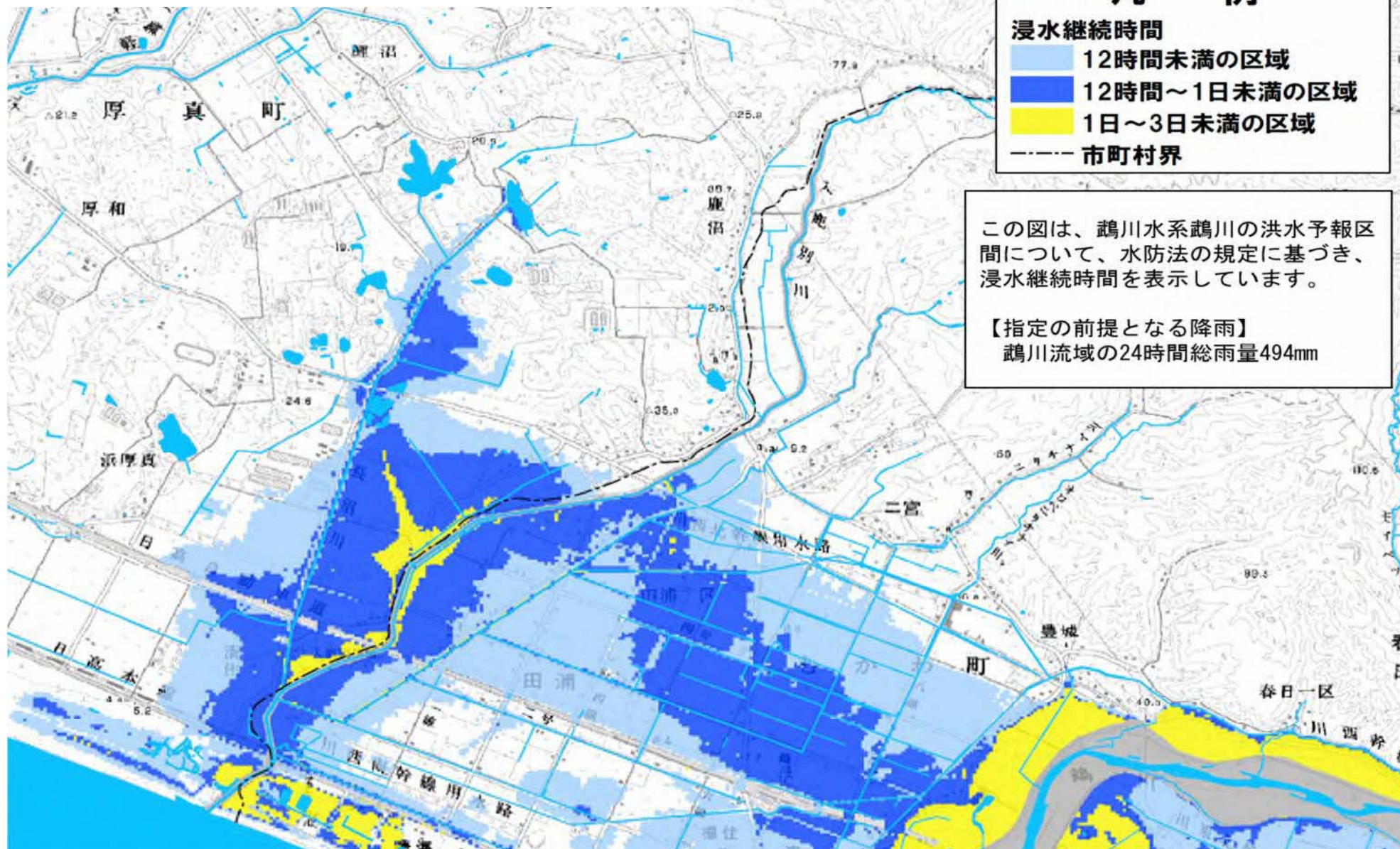
お問い合わせ先 北海道 室蘭建設管理部 維持管理課 TEL 0143-24-9880

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）及び基盤地図情報を使用した。（承認番号 平29情使、第1337号）

【鵜川】洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



【鵜川】洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）



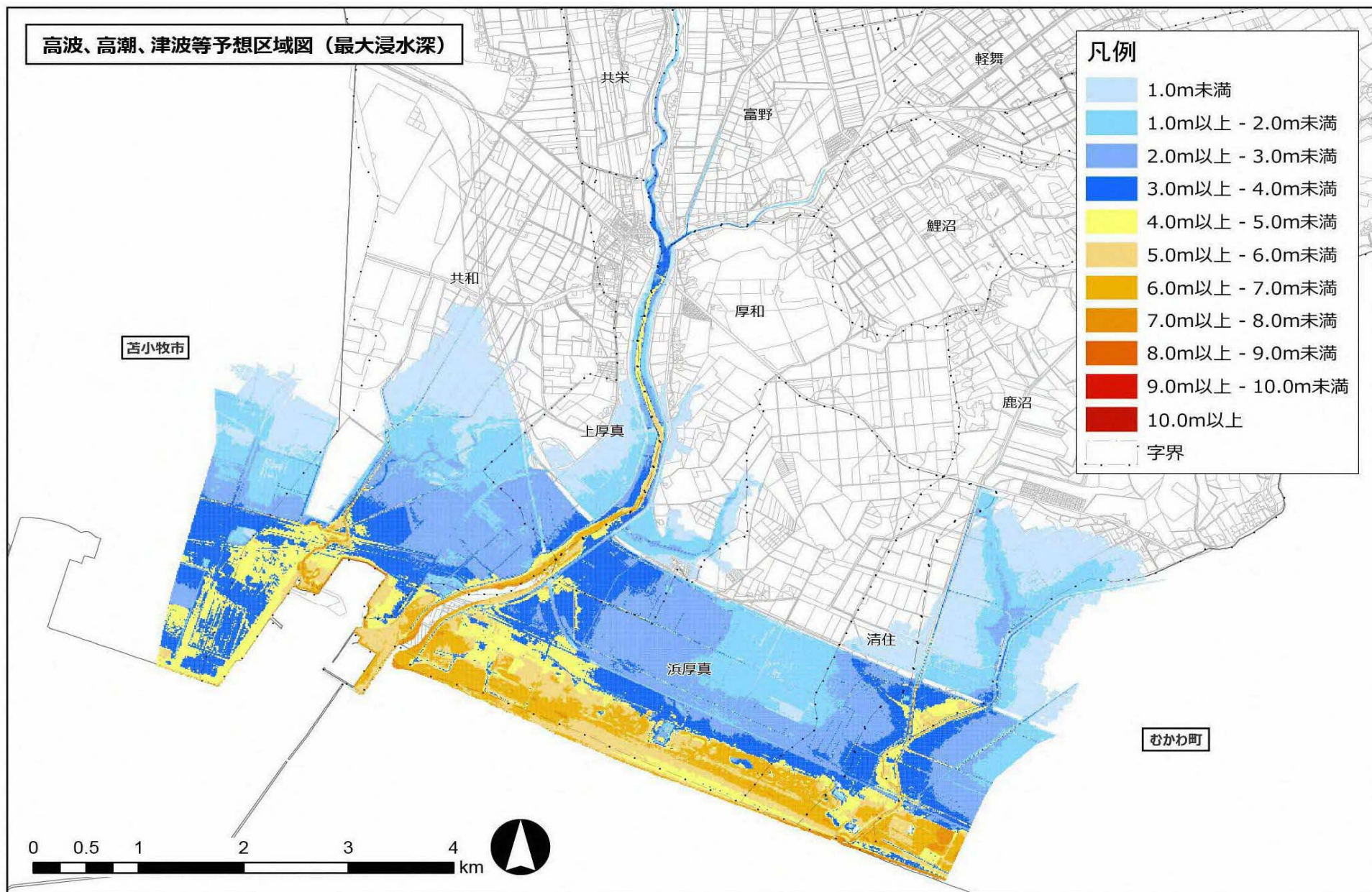
資料 7 高波、高潮、津波等予想区域

番号	被害発生予想区域				予想される被害		
	地区名	場 所	災害の要因	警戒区域 面 積 距 離	戸数(戸)	人口(人)	その他
1	浜厚真	海 岸	高 潮 高 波	海 岸 350ha 5,000m	22	47	畑 10ha

高波、高潮、津波等予想区域図（最大浸水深）

凡例

- 1.0m未満
- 1.0m以上 - 2.0m未満
- 2.0m以上 - 3.0m未満
- 3.0m以上 - 4.0m未満
- 4.0m以上 - 5.0m未満
- 5.0m以上 - 6.0m未満
- 6.0m以上 - 7.0m未満
- 7.0m以上 - 8.0m未満
- 8.0m以上 - 9.0m未満
- 9.0m以上 - 10.0m未満
- 10.0m以上
- 字界



資料8 土砂災害警戒区域一覧表（警戒区域・特別警戒区域）

図面 番号	現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒 区域	特別警 戒区域
急001	急傾斜地の崩壊	幌内, 富里	厚真幌内1	Ⅱ-3-28-1201	令和3年3月12日	○	○
急002	急傾斜地の崩壊	幌内	厚真幌内2	Ⅱ-3-29-1202	令和3年3月12日	○	○
急003	急傾斜地の崩壊	幌内	厚真幌内3	Ⅱ-3-30-1203	令和3年3月12日	○	○
急004	急傾斜地の崩壊	幌内	厚真幌内4	Ⅲ-3-14-492	令和3年3月12日	○	○
急005	急傾斜地の崩壊	幌内	厚真幌内6	Ⅲ-3-R01-3032	令和3年3月12日	○	○
急006	急傾斜地の崩壊	幌内	厚真幌内7	Ⅲ-3-R01-3033	令和3年3月12日	○	○
急007	急傾斜地の崩壊	幌内	厚真幌内8	Ⅱ-3-R01-3034	令和3年3月12日	○	○
急008	急傾斜地の崩壊	幌内	厚真幌内9	Ⅲ-3-R01-3035	令和3年3月12日	○	○
急009	急傾斜地の崩壊	富里	厚真富里1	Ⅱ-3-24-1197	令和3年3月12日	○	○
急010	急傾斜地の崩壊	富里	厚真富里2	Ⅱ-3-25-1198	令和3年3月12日	○	○
急011	急傾斜地の崩壊	富里	厚真富里3	Ⅱ-3-26-1199	令和3年3月12日	○	○
急012	急傾斜地の崩壊	富里	厚真富里4	Ⅱ-3-27-1200	令和3年3月12日	○	○
急013	急傾斜地の崩壊	富里	厚真富里5	Ⅱ-3-R01-3014	令和3年3月12日	○	○
急014	急傾斜地の崩壊	富里	厚真富里6	Ⅱ-3-R01-3015	令和3年3月12日	○	○
急015	急傾斜地の崩壊	富里	厚真富里7	Ⅲ-3-R01-3016	令和3年3月12日	○	○
急016	急傾斜地の崩壊	富里	厚真富里8	Ⅱ-3-R01-3017	令和3年3月12日	○	○
急017	急傾斜地の崩壊	富里	厚真富里	Ⅰ-3-R01-3031	令和3年3月12日	○	○
急018	急傾斜地の崩壊	高丘	厚真高丘1	Ⅲ-3-R01-3036	令和3年3月12日	○	○
急019	急傾斜地の崩壊	高丘	厚真高丘2	Ⅲ-3-R01-3037	令和3年3月12日	○	○
急020	急傾斜地の崩壊	高丘	厚真高丘3	Ⅲ-3-R01-3038	令和3年3月12日	○	○
急021	急傾斜地の崩壊	吉野, 桜丘	厚真吉野1	Ⅱ-3-15-1188	令和3年3月12日	○	○
急022	急傾斜地の崩壊	吉野, 桜丘	厚真吉野2	Ⅰ-3-12-1652	令和3年3月12日	○	○
急023	急傾斜地の崩壊	東和	厚真東和1	Ⅲ-3-6-484	令和3年3月12日	○	○
急024	急傾斜地の崩壊	東和	厚真東和2	Ⅱ-3-17-1190	令和3年3月12日	○	○
急025	急傾斜地の崩壊	東和	厚真東和3	Ⅲ-3-7-485	令和3年3月12日	○	○
急026	急傾斜地の崩壊	東和	厚真東和4	Ⅲ-3-8-486	令和3年3月12日	○	○
急027	急傾斜地の崩壊	東和	厚真東和5	Ⅱ-3-18-1191	令和3年3月12日	○	○
急028	急傾斜地の崩壊	東和	厚真東和6	Ⅱ-3-19-1192	令和3年3月12日	○	○
急029	急傾斜地の崩壊	東和	厚真東和7	Ⅱ-3-20-1193	令和3年3月12日	○	○
急030	急傾斜地の崩壊	東和	厚真東和8	Ⅱ-3-21-1194	令和3年3月12日	○	○
急031	急傾斜地の崩壊	東和	厚真東和9	Ⅲ-3-R01-3028	令和3年3月12日	○	○
急032	急傾斜地の崩壊	東和	厚真東和10	Ⅱ-3-R01-3029	令和3年3月12日	○	○
急033	急傾斜地の崩壊	東和	厚真東和11	Ⅱ-3-R01-3030	令和3年3月12日	○	○
急034	急傾斜地の崩壊	桜丘	厚真桜丘1	Ⅱ-3-11-1184	平成29年3月14日	○	○
急035	急傾斜地の崩壊	桜丘	厚真桜丘2	Ⅱ-3-12-1185	平成29年3月14日	○	○
急036	急傾斜地の崩壊	桜丘, 朝日	厚真桜丘3	Ⅱ-3-13-1186	令和3年3月12日	○	○
急037	急傾斜地の崩壊	桜丘	厚真桜丘4	Ⅱ-3-R01-3007	令和3年3月12日	○	○
急038	急傾斜地の崩壊	桜丘	厚真桜丘5	Ⅱ-3-R01-3008	令和3年3月12日	○	○
急039	急傾斜地の崩壊	桜丘	厚真桜丘6	Ⅱ-3-R01-3009	令和3年3月12日	○	○
急040	急傾斜地の崩壊	桜丘	厚真桜丘7	Ⅲ-3-R01-3010	令和3年3月12日	○	○
急041	急傾斜地の崩壊	桜丘	厚真桜丘8	Ⅲ-3-R01-3011	令和3年3月12日	○	○
急042	急傾斜地の崩壊	桜丘	厚真桜丘9	Ⅲ-3-R01-3012	令和3年3月12日	○	○
急043	急傾斜地の崩壊	桜丘	厚真桜丘10	Ⅲ-3-R01-3013	令和3年3月12日	○	○
急044	急傾斜地の崩壊	桜丘, 朝日	厚真朝日	Ⅱ-3-14-1187	令和3年3月12日	○	○
急045	急傾斜地の崩壊	本郷	厚真本郷1	Ⅱ-3-R01-3018	令和3年3月12日	○	○
急046	急傾斜地の崩壊	本郷	厚真本郷2	Ⅰ-3-R01-3019	令和3年3月12日	○	○

図面 番号	現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒 区域	特別警 戒区域
急047	急傾斜地の崩壊	幌里	厚真幌里1	Ⅱ-3-R01-3004	令和3年3月12日	○	○
急048	急傾斜地の崩壊	幌里	厚真幌里2	Ⅲ-3-R01-3005	令和3年3月12日	○	○
急049	急傾斜地の崩壊	幌里	厚真幌里3	Ⅲ-3-R01-3006	令和3年3月12日	○	○
急050	急傾斜地の崩壊	新町	厚真新町1	Ⅰ-3-513-3071	平成27年11月27日	○	
急051	急傾斜地の崩壊	新町	厚真新町2	Ⅱ-3-10-1183	平成27年11月27日	○	○
急052	急傾斜地の崩壊	新町	厚真新町3	Ⅱ-3-R01-3025	令和3年3月12日	○	○
急053	急傾斜地の崩壊	新町	厚真新町4	Ⅰ-3-R01-3026	令和3年3月12日	○	○
急054	急傾斜地の崩壊	新町	厚真新町5	Ⅱ-3-R01-3027	令和3年3月12日	○	○
急055	急傾斜地の崩壊	字隆	厚真字隆1	Ⅲ-3-9-487	平成30年3月13日	○	○
急056	急傾斜地の崩壊	字隆	厚真字隆2	Ⅲ-3-10-488	平成30年3月13日	○	○
急057	急傾斜地の崩壊	字隆	厚真字隆3	Ⅱ-3-23-1196	令和3年3月12日	○	○
急058	急傾斜地の崩壊	字隆	厚真字隆4	Ⅲ-3-11-489	令和3年3月12日	○	○
急059	急傾斜地の崩壊	字隆	厚真字隆5	Ⅱ-3-R01-3001	令和3年3月12日	○	○
急060	急傾斜地の崩壊	美里	厚真美里1	Ⅱ-3-7-1180	平成29年3月14日	○	○
急061	急傾斜地の崩壊	美里	厚真美里2	Ⅲ-3-5-483	平成29年3月14日	○	○
急062	急傾斜地の崩壊	美里	厚真美里3	Ⅱ-3-8-1181	平成29年3月14日	○	○
急063	急傾斜地の崩壊	美里	厚真美里4	Ⅱ-3-9-1182	平成27年11月24日	○	○
急064	急傾斜地の崩壊	美里	厚真美里5	Ⅱ-3-R01-3020	令和3年3月12日	○	○
急065	急傾斜地の崩壊	美里	厚真美里6	Ⅲ-3-R01-3021	令和3年3月12日	○	○
急066	急傾斜地の崩壊	美里	厚真美里7	Ⅱ-3-R01-3022	令和3年3月12日	○	○
急067	急傾斜地の崩壊	美里	厚真美里8	Ⅲ-3-R01-3023	令和3年3月12日	○	○
急068	急傾斜地の崩壊	美里	厚真美里9	Ⅲ-3-R01-3024	令和3年3月12日	○	○
急069	急傾斜地の崩壊	豊沢	厚真豊沢	Ⅱ-3-346-2375	平成29年3月14日	○	○
急070	急傾斜地の崩壊	軽舞	厚真軽舞	Ⅰ-3-11-1651	令和4年5月24日	○	○
急071	急傾斜地の崩壊	豊丘	厚真豊丘1	Ⅲ-3-12-490	令和3年3月12日	○	○
急072	急傾斜地の崩壊	豊丘	厚真豊丘2	Ⅱ-3-16-1189	令和3年3月12日	○	○
急073	急傾斜地の崩壊	豊丘	厚真豊丘3	Ⅲ-3-13-491	令和3年3月12日	○	○
急074	急傾斜地の崩壊	豊丘	厚真豊丘4	Ⅱ-3-R01-3002	令和3年3月12日	○	○
急075	急傾斜地の崩壊	鹿沼	厚真鹿沼	Ⅱ-3-22-1195	令和3年3月12日	○	○
急076	急傾斜地の崩壊	鹿沼	厚真鹿沼2	Ⅱ-3-R01-3003	令和3年3月12日	○	○
土001	土石流	幌内	厚真石曲がりの沢	Ⅱ-31-0640	令和3年3月12日	○	
土002	土石流	幌内	幌内沢	Ⅱ-31-0650	令和3年3月12日	○	
土003	土石流	幌内	幌内学校沢	Ⅱ-31-0660	令和3年3月12日	○	
土004	土石流	幌内	日高幌内川の沢	Ⅱ-31-0670	令和3年3月12日	○	
土005	土石流	幌内	幌内1の沢	Ⅱ-31-0680	令和3年3月12日	○	
土006	土石流	幌内	シェルク沢	Ⅱ-31-0690	令和3年3月12日	○	
土007	土石流	富里	吉野の沢	Ⅱ-31-0550	令和3年3月12日	○	○
土008	土石流	富里	タノサリ川	Ⅱ-31-0600	令和3年3月12日	○	
土009	土石流	富里	富里小沢	Ⅱ-31-0610	令和3年3月12日	○	
土010	土石流	富里	富里の沢川	Ⅱ-31-0700	令和3年3月12日	○	
土011	土石流	富里, 桜丘	吉野北1の沢	Ⅲ-31-067	令和3年3月12日	○	○
土012	土石流	富里	吉野北2の沢	Ⅲ-31-068	令和3年3月12日	○	
土013	土石流	富里	吉野北3の沢	Ⅲ-31-069	令和3年3月12日	○	
土014	土石流	富里, 高丘	高丘東の沢	Ⅲ-31-070	令和3年3月12日	○	
土015	土石流	高丘	学校の沢川	Ⅰ-31-0580	令和3年3月12日	○	
土016	土石流	高丘	ベノリ左の沢	Ⅱ-31-0560	令和3年3月12日	○	
土017	土石流	高丘	ベノリ左2の沢	Ⅱ-31-0570	令和3年3月12日	○	
土018	土石流	高丘	高丘の沢	Ⅱ-31-0590	令和3年3月12日	○	○

図面 番号	現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒 区域	特別警 戒区域
土019	土石流	高丘	バヱウ左3の沢川	Ⅲ-31-R013007	令和3年3月12日	○	
土020	土石流	東和	第四区1の沢	Ⅱ-31-0730	令和3年3月12日	○	
土021	土石流	東和	第四区2の沢	Ⅱ-31-0740	令和3年3月12日	○	
土022	土石流	東和	東和川左股	Ⅱ-31-0760	令和3年3月12日	○	
土023	土石流	東和	東和川右股	Ⅱ-31-0770	令和3年3月12日	○	
土024	土石流	東和	東和川右1の沢	Ⅲ-31-071	令和3年3月12日	○	
土025	土石流	東和	東和川右4の沢	Ⅲ-31-074	令和3年3月12日	○	
土026	土石流	東和	東和川右5の沢	Ⅲ-31-R013006	令和3年3月12日	○	
土027	土石流	東和	東和川左1の沢	Ⅲ-31-075	令和3年3月12日	○	
土028	土石流	東和	東和川左2の沢	Ⅲ-31-076	令和3年3月12日	○	
土029	土石流	東和	東和川左3の沢	Ⅲ-31-077	令和3年3月12日	○	
土030	土石流	東和	東和川左4の沢	Ⅲ-31-078	令和3年3月12日	○	
土031	土石流	東和	東和川左5の沢	Ⅲ-31-079	令和3年3月12日	○	
土032	土石流	東和	東和川左6の沢	Ⅲ-31-080	令和3年3月12日	○	
土033	土石流	東和	東和川左7の沢	Ⅲ-31-081	令和3年3月12日	○	
土034	土石流	東和	東和川左8の沢	Ⅲ-31-082	令和3年3月12日	○	
土035	土石流	幌里	知決辺川下の沢	Ⅱ-31-0450	令和3年3月12日	○	
土036	土石流	幌里	知決辺川中の沢	Ⅱ-31-0460	令和3年3月12日	○	
土037	土石流	幌里	知決辺川上の沢	Ⅱ-31-0470	令和3年3月12日	○	
土038	土石流	桜丘, 幌里	知決辺川2股沢	Ⅱ-31-0480	令和3年3月12日	○	
土039	土石流	桜丘	幌里の南沢	Ⅱ-31-0510	平成29年3月14日	○	
土040	土石流	桜丘	桜丘の沢	Ⅱ-31-0520	令和3年3月12日	○	
土041	土石流	桜丘	カエツ 沢川	Ⅱ-31-0530	令和3年3月12日	○	
土042	土石流	桜丘	カエツ 2の沢川	Ⅱ-31-0530-1	令和3年3月12日	○	
土043	土石流	桜丘	桜丘の南沢	Ⅱ-31-0540	平成29年3月14日	○	
土044	土石流	桜丘, 幌里	知決辺川左1の沢	Ⅲ-31-059	令和3年3月12日	○	○
土045	土石流	桜丘, 幌里	知決辺川左4の沢	Ⅲ-31-062	令和3年3月12日	○	
土046	土石流	桜丘, 幌里	知決辺川左5の沢	Ⅲ-31-063	令和3年3月12日	○	
土047	土石流	幌里	知決辺川左6の沢	Ⅲ-31-064	令和3年3月12日	○	
土048	土石流	桜丘	近悦府川右の沢	Ⅲ-31-R013005	令和3年3月12日	○	○
土049	土石流	本郷	厚真本郷1の沢	Ⅱ-31-0400	平成29年3月14日	○	
土050	土石流	本郷	厚真本郷2の沢	Ⅱ-31-0410	平成29年3月14日	○	
土051	土石流	本郷	厚真本郷川	Ⅱ-31-0420	平成29年3月14日	○	
土052	土石流	本郷	本郷一の沢	Ⅱ-31-0430	平成29年3月14日	○	
土053	土石流	本郷	本郷上の沢	Ⅱ-31-0440	平成29年3月14日	○	
土054	土石流	本郷	本郷北の沢	Ⅲ-31-051	令和3年3月12日	○	
土055	土石流	幌里	幌里下の沢	Ⅱ-31-0500	平成29年3月14日	○	
土056	土石流	幌里	知決辺川右1の沢	Ⅲ-31-052	令和3年3月12日	○	
土057	土石流	幌里	知決辺川右2の沢	Ⅲ-31-053	令和3年3月12日	○	
土058	土石流	幌里	知決辺川右3の沢	Ⅲ-31-054	令和3年3月12日	○	
土059	土石流	幌里	知決辺川右6の沢	Ⅲ-31-057	令和3年3月12日	○	
土060	土石流	桜丘, 幌里	知決辺川右7の沢	Ⅲ-31-058	令和3年3月12日	○	○
土061	土石流	幌里	知決辺川右8の沢	Ⅲ-31-R013001	令和3年3月12日	○	○
土062	土石流	幌里	知決辺川右9の沢	Ⅲ-31-R013002	令和3年3月12日	○	○
土063	土石流	幌里	知決辺川右10の沢	Ⅲ-31-R013003	令和3年3月12日	○	○
土064	土石流	幌里	知決辺川右11の沢	Ⅲ-31-R013004	令和3年3月12日	○	
土065	土石流	宇隆	ウユウ左の沢川	Ⅱ-31-0790	平成30年3月13日	○	
土066	土石流	宇隆	宇来留左2の沢	Ⅱ-31-0800	令和3年3月12日	○	○

図面 番号	現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒 区域	特別警 戒区域
土067	土石流	字隆	宇来留左の沢	Ⅱ-31-0810	令和3年3月12日	○	
土068	土石流	字隆	宇来留左1の沢	Ⅱ-31-0820	令和3年3月12日	○	
土069	土石流	字隆	宇来留右の沢	Ⅱ-31-0830	平成30年3月13日	○	
土070	土石流	字隆	宇来留右2の沢	Ⅱ-31-0840	平成30年3月13日	○	
土071	土石流	字隆	宇隆支北1の沢	Ⅲ-31-084	令和3年3月12日	○	○
土072	土石流	字隆	宇隆支北2の沢	Ⅲ-31-085	令和3年3月12日	○	
土073	土石流	字隆	宇隆支北3の沢	Ⅲ-31-086	令和3年3月12日	○	
土074	土石流	字隆	宇隆右1の沢	Ⅲ-31-087	令和3年3月12日	○	○
土075	土石流	字隆	ハヅ1の沢	Ⅲ-31-088	令和3年3月12日	○	
土076	土石流	字隆	ハヅ2の沢	Ⅲ-31-089	令和3年3月12日	○	
土077	土石流	字隆	ハヅ3の沢	Ⅲ-31-090	令和3年3月12日	○	
土078	土石流	字隆	ハヅ4の沢	Ⅲ-31-091	令和3年3月12日	○	○
土079	土石流	字隆	ハヅ5の沢	Ⅲ-31-092	令和3年3月12日	○	○
土080	土石流	字隆	ハヅ6の沢	Ⅲ-31-093	令和3年3月12日	○	
土081	土石流	字隆	ハヅ7の沢	Ⅲ-31-094	令和3年3月12日	○	○
土082	土石流	字隆	ハヅ8の沢	Ⅲ-31-095	令和3年3月12日	○	○
土083	土石流	字隆	宇来留川右1の沢	Ⅲ-31-096	令和3年3月12日	○	
土084	土石流	字隆	宇来留川右2の沢	Ⅲ-31-097	令和3年3月12日	○	○
土085	土石流	字隆	宇来留川右3の沢	Ⅲ-31-098	平成30年3月13日	○	
土086	土石流	字隆	宇来留川右4の沢	Ⅲ-31-099	平成30年3月13日	○	
土087	土石流	字隆	宇来留川右5の沢	Ⅲ-31-100	平成30年3月13日	○	
土088	土石流	字隆	宇来留川右6の沢	Ⅲ-31-101	平成30年3月13日	○	
土089	土石流	字隆	宇来留川左1の沢	Ⅲ-31-102	平成30年3月13日	○	
土090	土石流	字隆	宇来留川左2の沢	Ⅲ-31-103	平成30年3月13日	○	
土091	土石流	字隆	宇来留川左4の沢	Ⅲ-31-105	令和3年3月12日	○	
土092	土石流	美里	第六区1の沢	Ⅱ-31-0860	平成27年11月24日	○	
土093	土石流	美里	美里の沢	Ⅱ-31-0870	平成27年11月24日	○	○
土094	土石流	美里	美里1号沢	Ⅱ-31-0880	平成27年11月24日	○	○
土095	土石流	美里	美里2号沢	Ⅱ-31-0900	平成29年3月14日	○	
土096	土石流	美里	美里4号沢	Ⅱ-31-0910	平成29年3月14日	○	
土097	土石流	美里	美里5号沢	Ⅱ-31-0920	平成29年3月14日	○	
土098	土石流	軽舞	軽舞の沢川	Ⅰ-31-0960	平成26年3月18日	○	
土099	土石流	軽舞	軽舞川右1の沢	Ⅲ-31-109	令和3年3月12日	○	○
土100	土石流	軽舞	軽舞川右2の沢	Ⅲ-31-110	令和3年3月12日	○	
土101	土石流	軽舞	軽舞川左1の沢	Ⅲ-31-111	令和3年3月12日	○	
土102	土石流	軽舞	軽舞川左2の沢	Ⅲ-31-112	令和3年3月12日	○	
土103	土石流	軽舞	軽舞川左3の沢	Ⅲ-31-113	令和3年3月12日	○	
土104	土石流	軽舞	軽舞川左4の沢	Ⅲ-31-114	令和3年3月12日	○	○
土105	土石流	軽舞	軽舞川左5の沢	Ⅲ-31-115	令和3年3月12日	○	
土106	土石流	豊沢	豊沢川左沢	Ⅱ-31-0940	平成29年3月14日	○	
土107	土石流	豊沢	豊沢川左2の沢	Ⅱ-31-0950	平成29年3月14日	○	
土108	土石流	豊丘	野安部川右1の沢	Ⅲ-31-117	令和3年3月12日	○	○
土109	土石流	豊丘	野安部川右2の沢	Ⅲ-31-118	令和3年3月12日	○	
土110	土石流	豊丘	野安部川右3の沢	Ⅲ-31-119	令和3年3月12日	○	
土111	土石流	鹿沼, 豊丘	入鹿別の沢	Ⅱ-31-0980	令和3年3月12日	○	○
土112	土石流	鹿沼	入鹿別1の沢	Ⅱ-31-0990	令和3年3月12日	○	○
土113	土石流	鹿沼	入鹿別3の沢	Ⅱ-31-1000	令和3年3月12日	○	
土114	土石流	鹿沼	入鹿別川右1の沢	Ⅲ-31-122	令和3年3月12日	○	

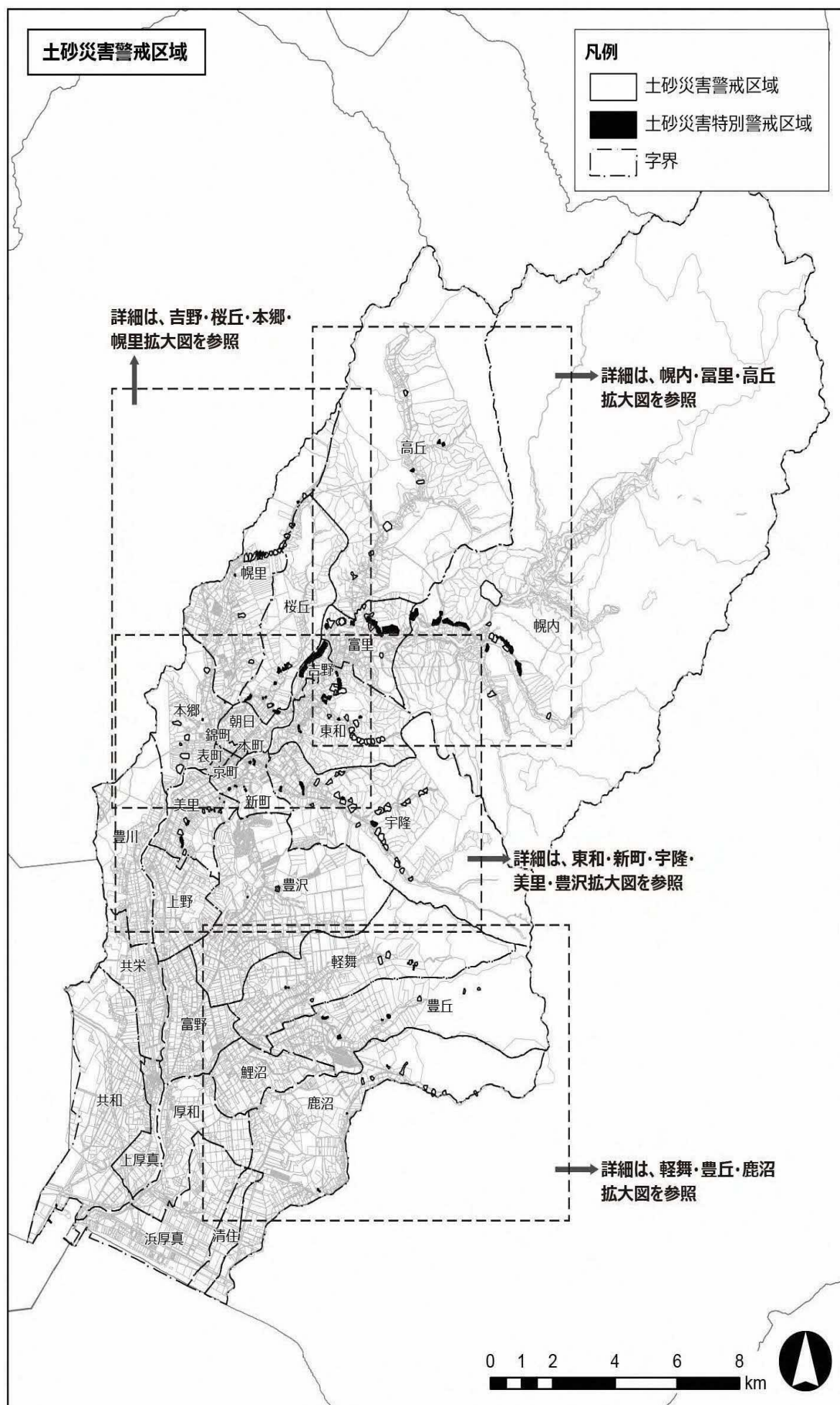
図面 番号	現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日	警戒 区域	特別警 戒区域
土115	土石流	鹿沼	入鹿別川右2の沢	Ⅲ-31-123	令和3年3月12日	○	
土116	土石流	鹿沼, むかわ町二宮	入鹿別川右3の沢	Ⅲ-31-124	令和3年3月16日	○	
土117	土石流	鹿沼, むかわ町二宮	入鹿別川右4の沢	Ⅲ-31-125	令和3年3月16日	○	○
土118	土石流	鹿沼, むかわ町二宮	入鹿別川左1の沢	Ⅲ-31-126	令和3年3月16日	○	○
土119	土石流	鹿沼, むかわ町二宮	入鹿別川左2の沢	Ⅲ-31-127	令和3年3月16日	○	
地001	地すべり	幌内	幌内	3-32-177	令和3年3月12日	○	
地002	地すべり	東和	東和地区	<3>-3-581-581-0004	令和3年3月12日	○	

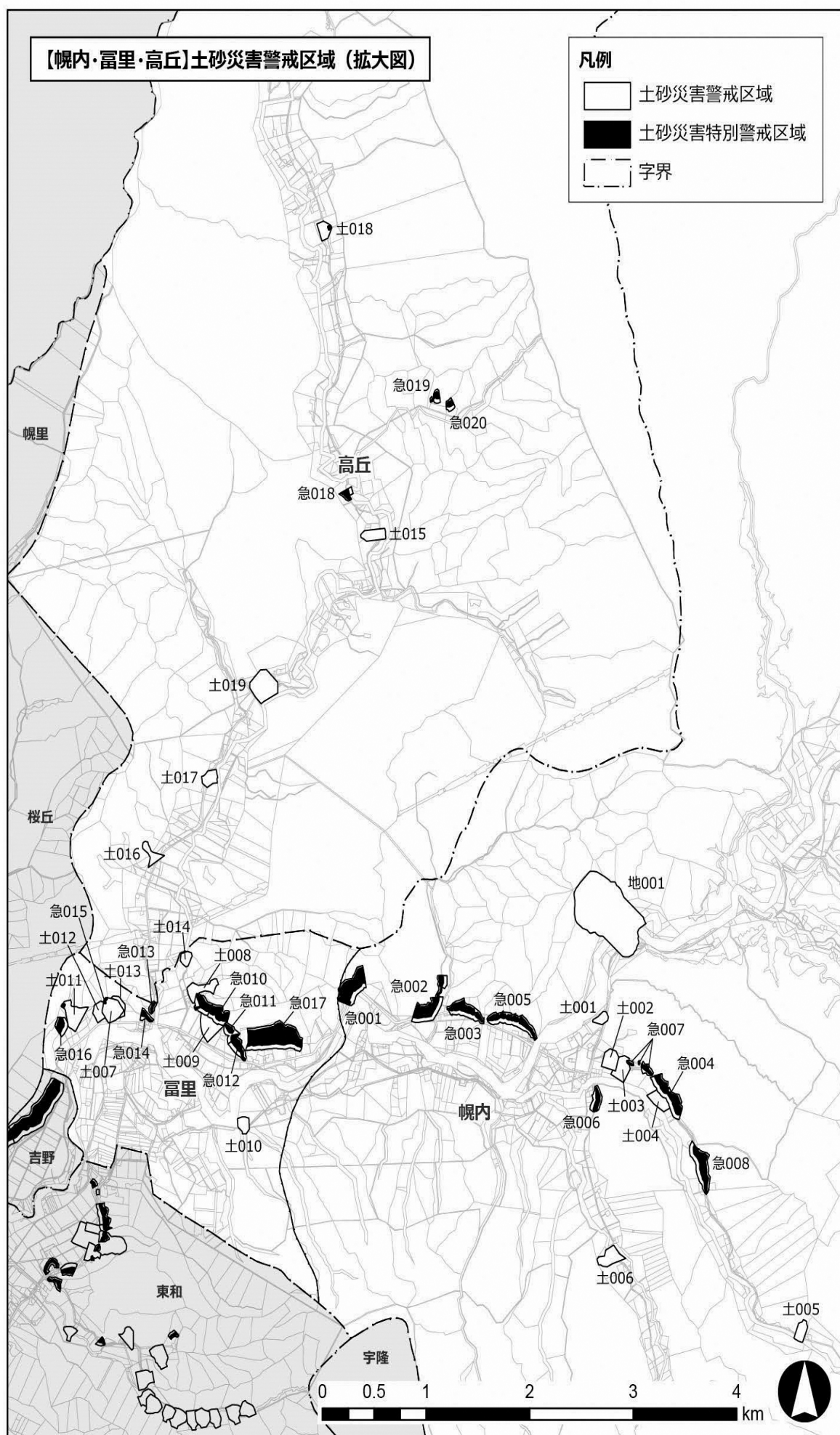
■土砂災害警戒区域（イエローゾーン）【土砂災害防止法第7条】

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危険が生じるおそれがあると認められる土地の区域

■土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）【土砂災害防止法第9条】

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建物等に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域

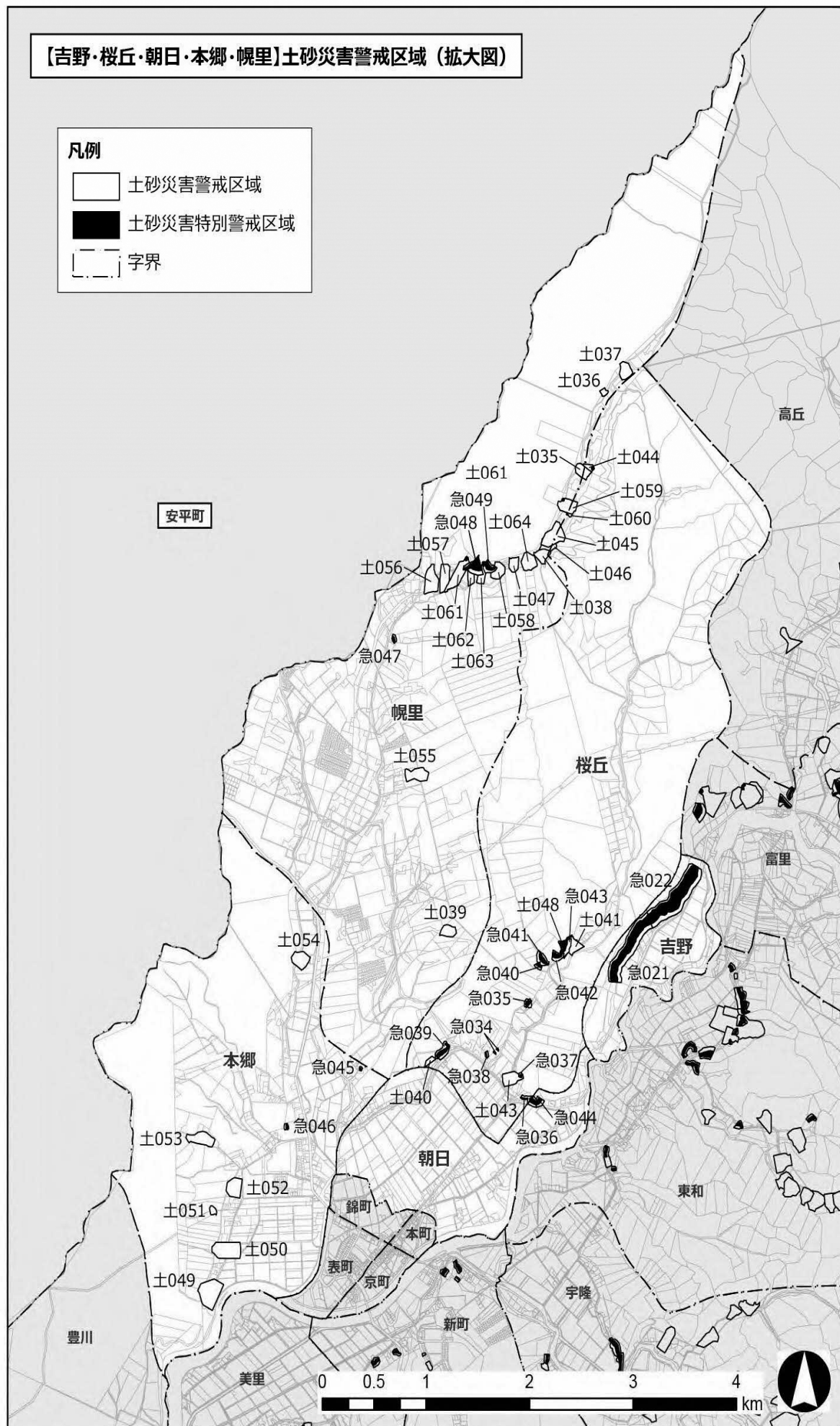


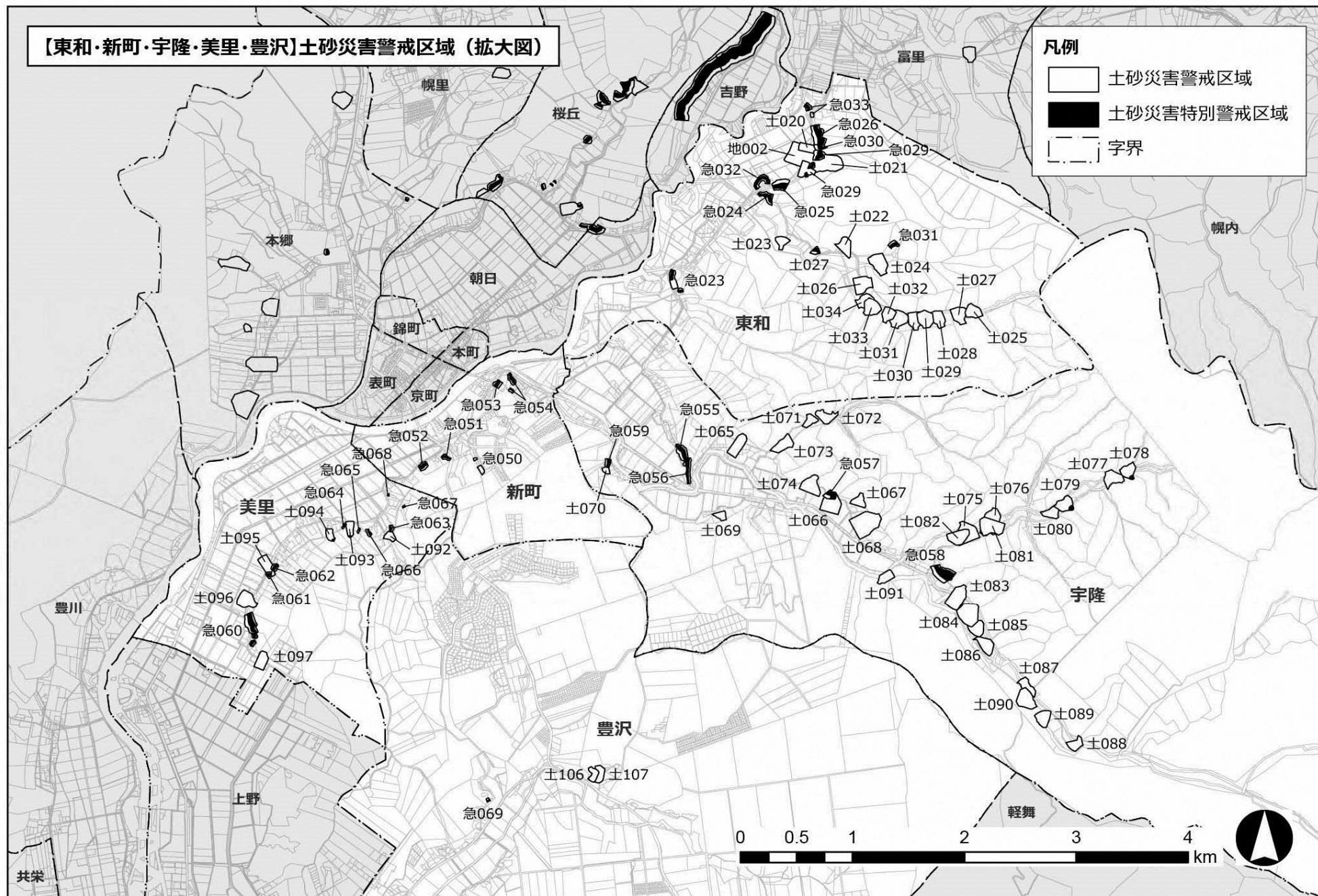


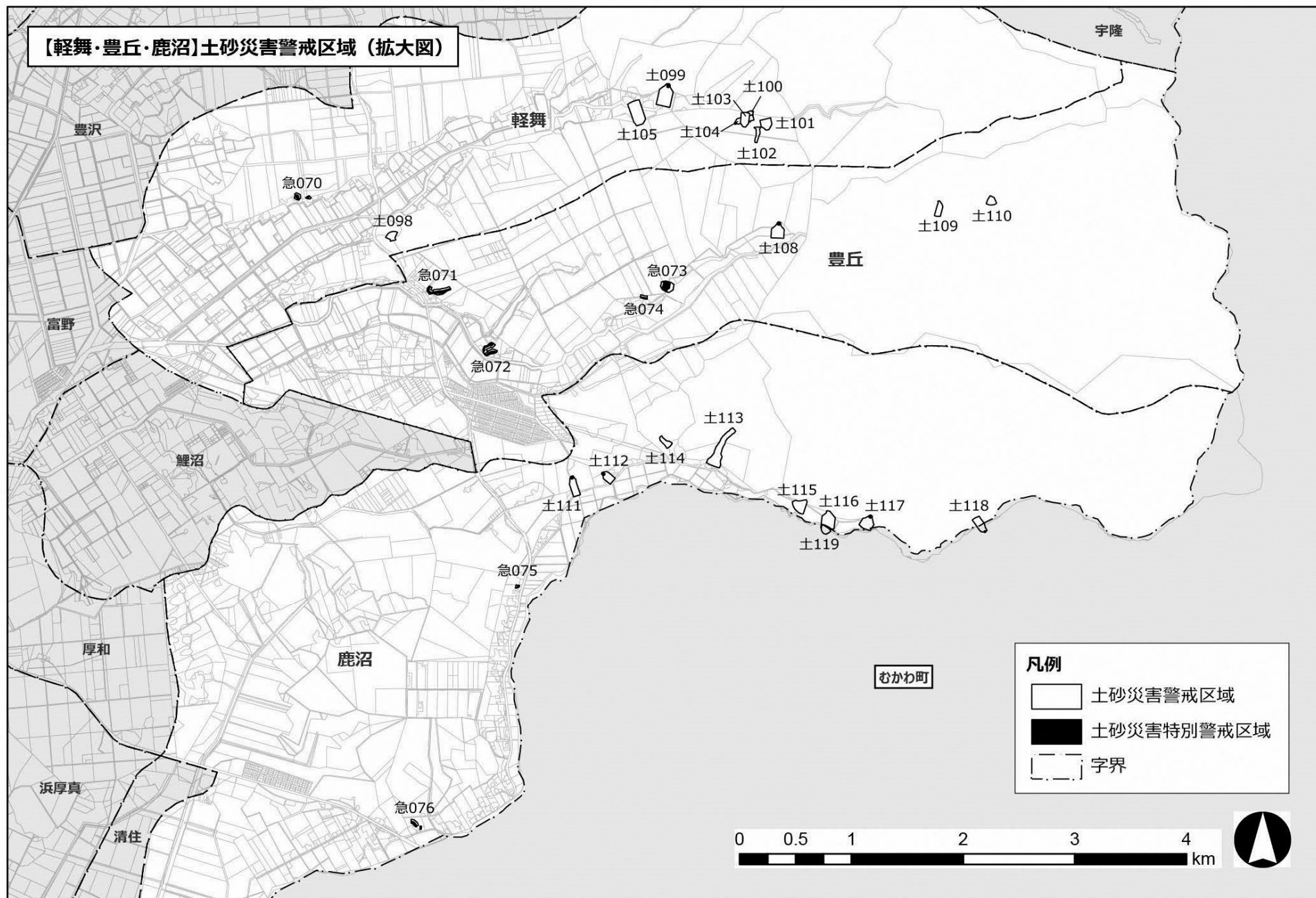
【吉野・桜丘・朝日・本郷・幌里】土砂災害警戒区域（拡大図）

凡例

- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 字界







資料9 石油コンビナート等災害予想区域

地 区 名	災害の要因	予想される被害		
		戸数（戸）	人口（人）	その他
浜厚真 共 和 上厚真 富 野 共 栄 豊 川 厚 和 鯉 沼 清 住	大規模火災及び大気汚染	472	1,100	農地 2,515 ha 山林 2,016 ha

令和2年3月1日現在

資料10 指定避難所一覧表

1 厚真川洪水を除く指定避難所

連番	指定避難所名	対象地域	標高 (EL)	対象とする災害の種類												施設規模	収容可能人員数	
				洪水		土砂	高潮	地震				津波		大火事	火山			
				浸水深	適否			構造	耐震	階	適否							
1	厚真中央小学校 (福祉避難所)	新町、美里、東和、 宇隆、上野、豊川、 豊沢	35.4m	無	○	○	－	RC	○	2	○	無	－	○	○	体育館： 1,250㎡ 教室： 4,055㎡	体育館： 420人 教室： 1,350人	1,770人
2	厚真中学校	桜丘、朝日、本郷、 幌里、京町、表町、 本町、錦町	39.2m	無	○	○	－	RC	○	2	○	無	－	○	○	体育館： 955㎡ 教室： 2,732㎡	体育館： 289人 教室： 820人	1,109人
3	スポーツセンター	本郷、幌里	18.5m	0.5～3.0	×	○	－	RC	○	1	○	無	－	○	○	2,034㎡	680人	
4	厚南会館	共和、共栄、上厚真	7.3m	0.5～3.0	×	○	○	RC	○	2	○	無	○	○	○	1階： 913㎡ 2階： 480㎡	1階： 300人 2階： 160人	460人
5	上厚真小学校	豊丘、軽舞、鹿沼、 厚和、浜厚真、鯉 沼、富野、清住	19.1m	無	○	○	○	RC	○	2	○	無	○	○	○	体育館： 959㎡ 教室： 2,458㎡	体育館： 320人 教室： 820人	1,140人
6	幌内マナビィハウス	幌内	49.0m	0.5～1.5	×	○	－	w	○	1	○	無	－	○	○	139㎡	40人	
7	本郷マナビィハウス	本郷	19.5m	無	○	○	－	w	○	1	○	無	－	○	○	162㎡	45人	
8	豊沢マナビィハウス	豊沢	22.5m	無	○	○	－	w	○	1	○	無	－	○	○	128㎡	35人	
9	ルーラルマナビィハウス	豊沢	45.5m	無	○	○	－	w	○	1	○	無	－	○	○	115㎡	35人	
10	鹿沼マナビィハウス	鹿沼	11.7m	無	○	○	○	w	○	1	○	無	○	○	○	130㎡	35人	
11	厚北地域防災コミュニ ィセンターならやま	吉野、富里、高丘	37.3m	無	○	○	－	w	○	1	○	無	－	○	○	181㎡	60人	

(1人あたりのスペース 3㎡)

2 厚真川洪水の場合の指定避難所

連番	指定避難所名	対象地域	標高 (EL)	対象とする災害の種類												施設規模	収容可能人員数	
				洪水		土砂	高潮	地震				津波		大火事	火山			
				浸水深	適否			構造	耐震	階	適否							
1	厚真中央小学校 (福祉避難所)	新町、美里、東和、 宇隆、上野、豊川、 豊沢	35.4m	無	○	○	－	RC	○	2	○	無	－	○	○	体育館： 1,250㎡ 教室： 4,055㎡	体育館： 420人 教室： 1,350人	1,770人
2	厚真中学校	桜丘、朝日、本郷、 幌里、京町、表町、 本町、錦町、幌里	39.2m	無	○	○	－	RC	○	2	○	無	－	○	○	体育館： 955㎡ 教室： 2,732㎡	体育館： 289人 教室： 820人	1,109人
5	上厚真小学校	豊丘、軽舞、鹿沼、 厚和、浜厚真、鯉 沼、富野、清住、共 和、共栄、上厚真	19.1m	無	○	○	○	RC	○	2	○	無	○	○	○	体育館： 959㎡ 教室： 2,458㎡	体育館： 320人 教室： 820人	1,140人
6	幌内マナビィハウス	幌内	49.0m	無	○	○	－	w	○	1	○	無	－	○	○	139㎡	40人	
7	本郷マナビィハウス	本郷	19.5m	無	○	○	－	w	○	1	○	無	－	○	○	162㎡	45人	
8	豊沢マナビィハウス	豊沢	22.5m	無	○	○	－	w	○	1	○	無	－	○	○	128㎡	35人	
9	ルーラルマナビィハウス	豊沢	45.5m	無	○	○	－	w	○	1	○	無	－	○	○	115㎡	35人	
10	鹿沼マナビィハウス	鹿沼	11.7m	無	○	○	－	w	○	1	○	無	○	○	○	130㎡	35人	
11	厚北地域防災コミュニ ティセンターならやま	吉野、富里、高丘、 幌内（日高幌内川 洪水時の場合）	37.3m	無	○	○	－	w	○	1	○	無	－	○	○	200㎡	65人	
12	桜丘生活会館	桜丘	24.7m	無	○	○	－	w	×	1	○	無	－	○	○	88㎡	25人	
13	幌里生活館	幌里	41.4m	無	○	○	－	w	×	1	○	無	－	○	○	88㎡	25人	

(1人あたりのスペース3m²)

3 津波の場合の指定避難所

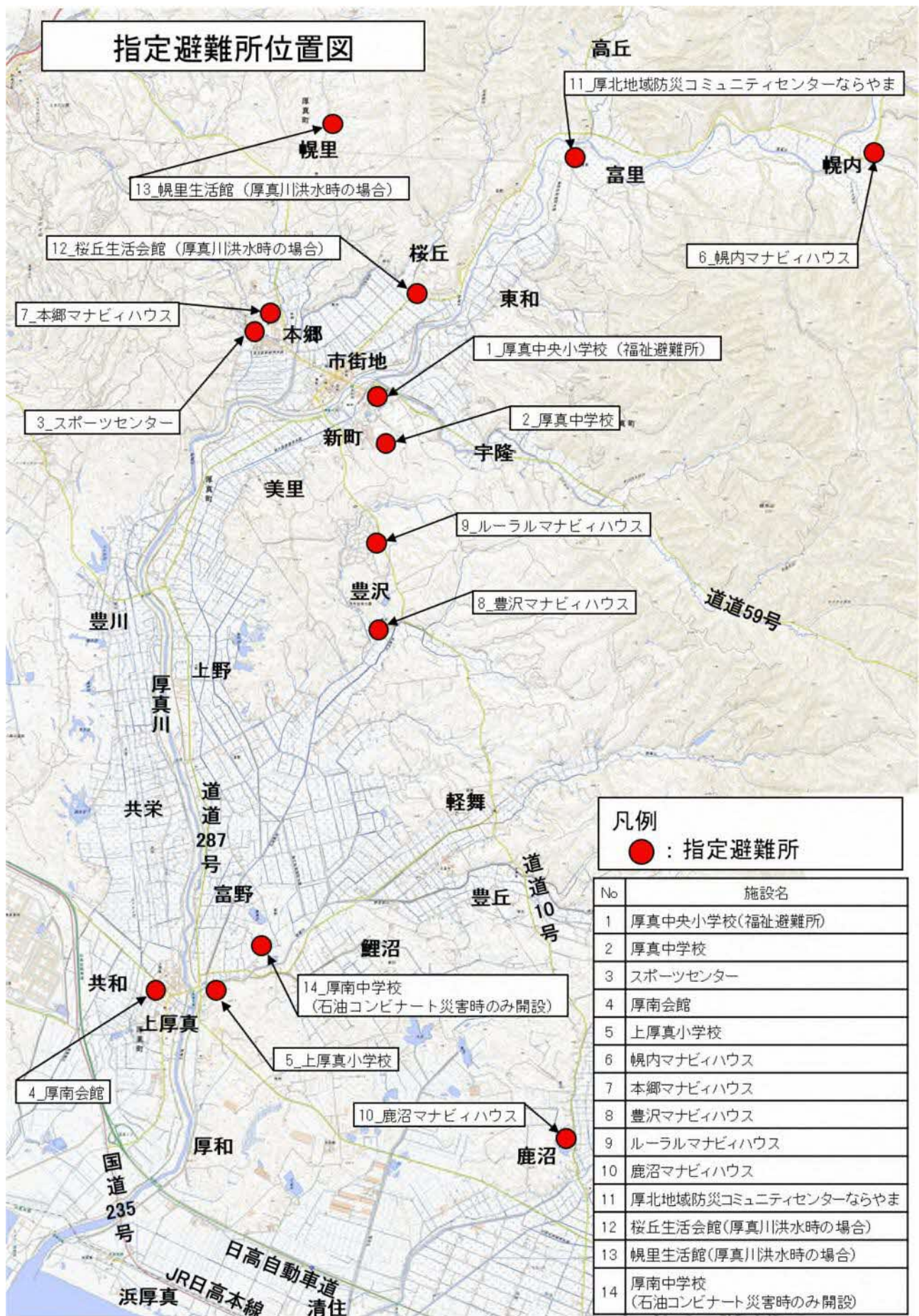
連番	指定避難所名	対象地域	標高 (EL)	対象とする災害の種類												施設規模	収容可能人員数	
				洪水		土砂	高潮	地震				津波		大火事	火山			
				浸水深	適否			構造	耐震	階	適否							
4	厚南会館	共栄、共和、上厚真	8.5m	0.5～3.0	×	○	○	RC	○	2	○	無	○	○	○	1階： 913㎡ 2階： 480㎡	1階： 300人 2階： 160人	460人
5	上厚真小学校	富野、上厚真、厚和、浜厚真	18.7m	無	○	○	○	RC	○	2	○	無	○	○	○	体育館： 959㎡ 教室： 2,458㎡	体育館： 320人 教室： 820人	1,140人
10	鹿沼マナビィハウス	鹿沼	11.0m	無	○	○	○	w	○	1	○	無	○	○	○	130㎡	35人	

(1人あたりのスペース3㎡)

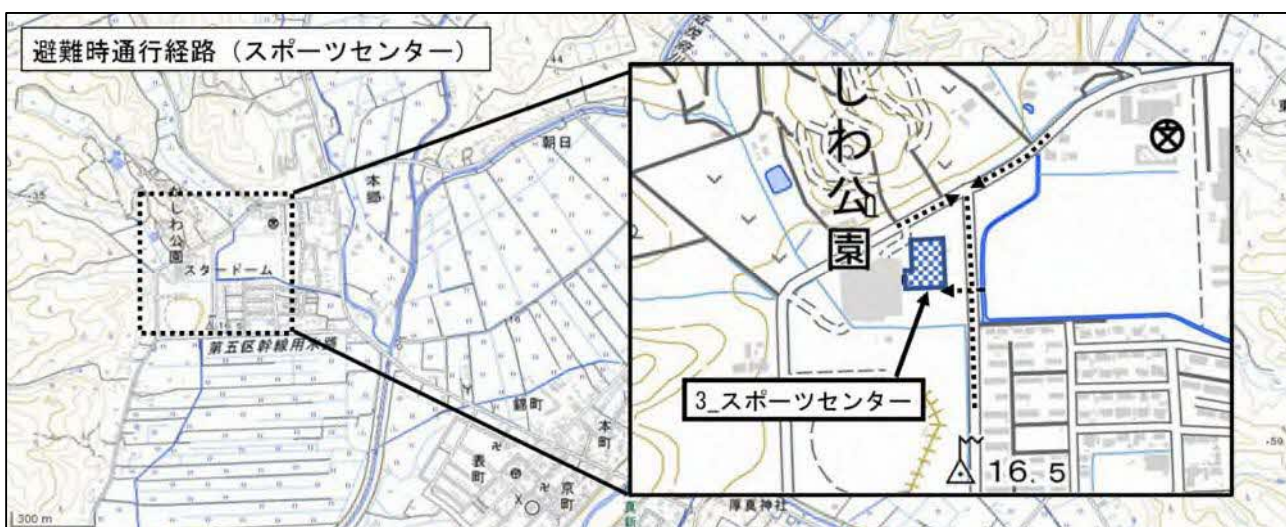
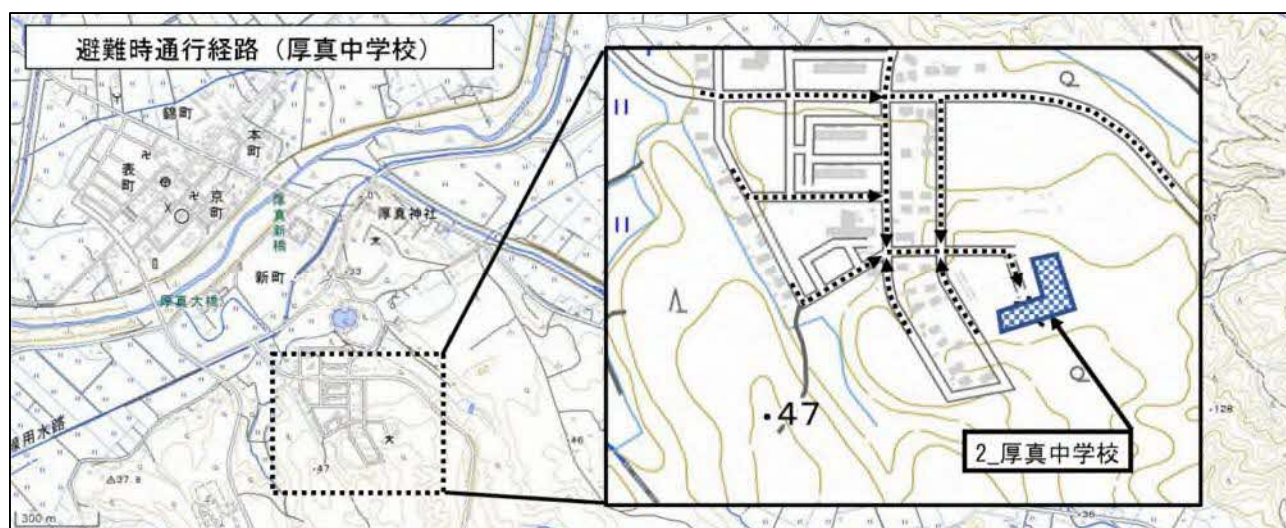
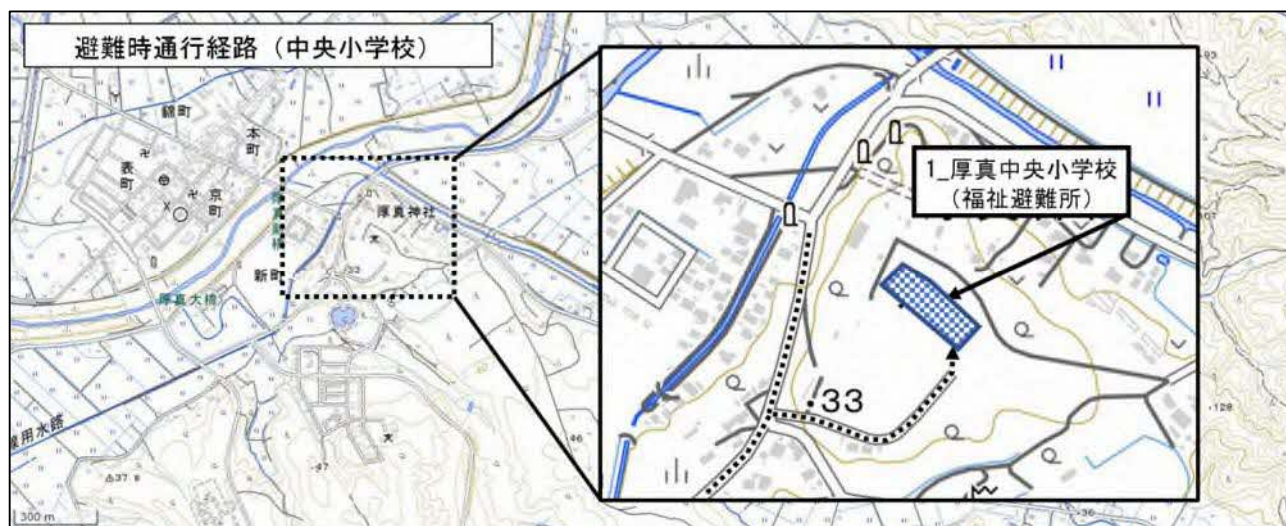
4 石油コンビナート災害の指定避難所

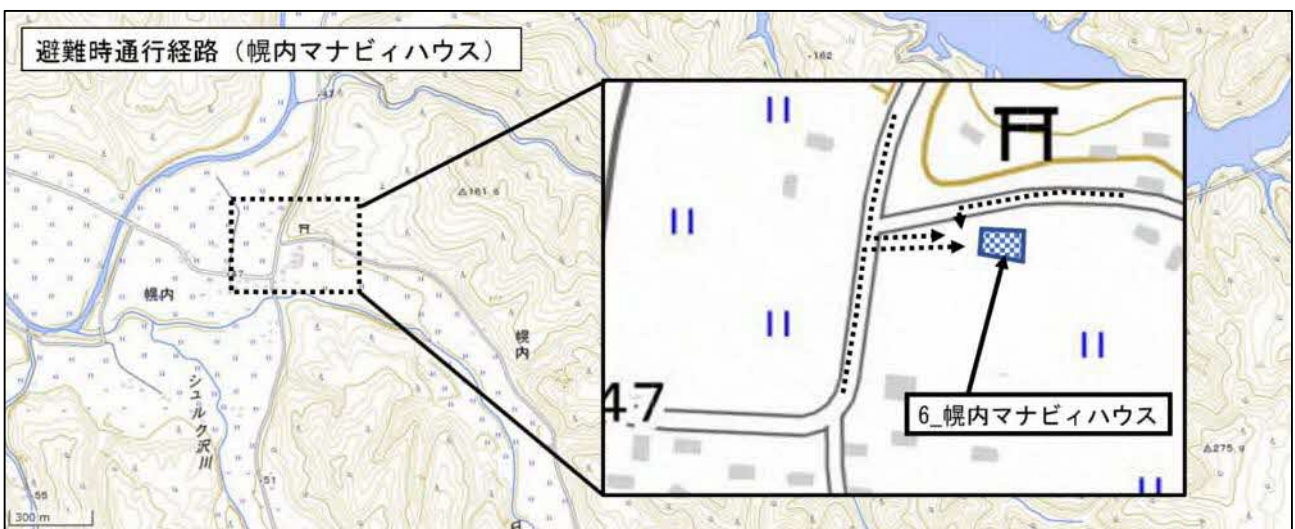
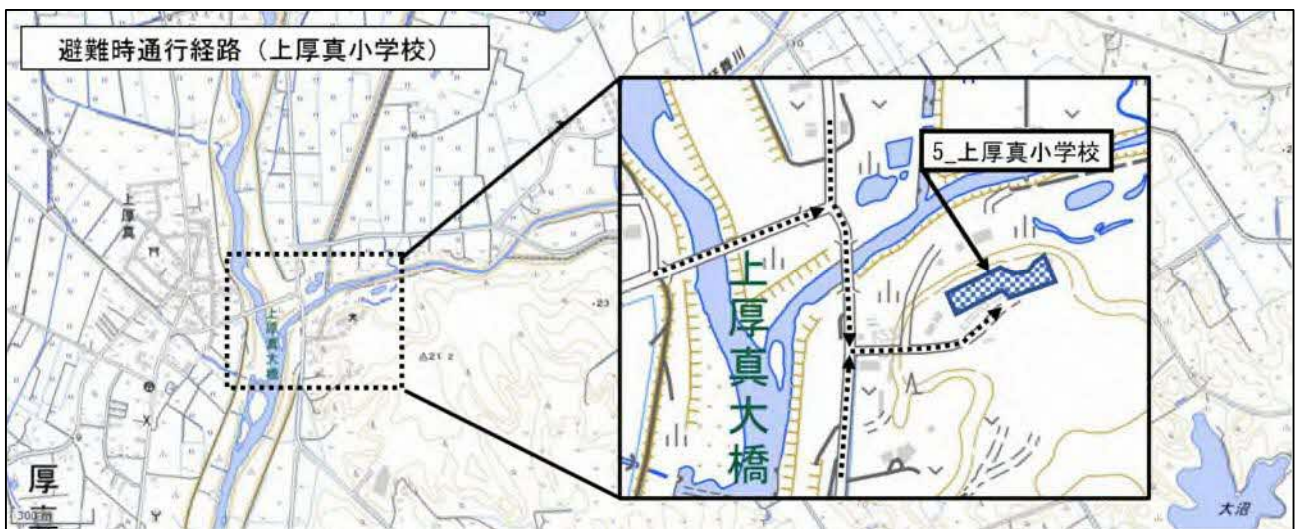
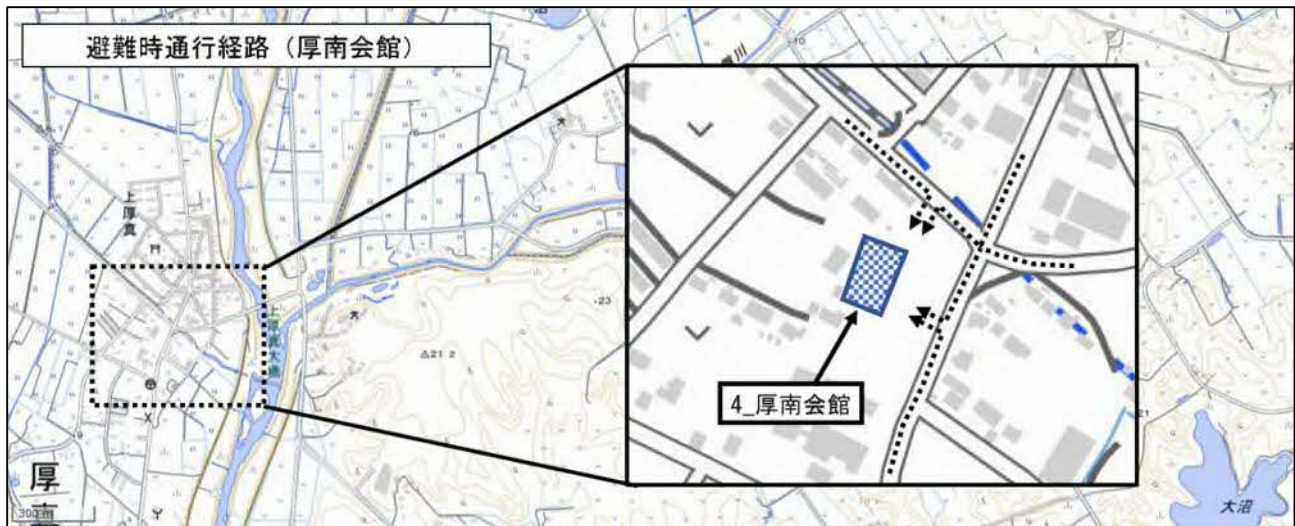
連番	指定避難所名	対象地域	標高(EL)	施設規模	収容可能人員数
4	厚南会館	共栄、共和、上厚真	8.5m	1階：913・ 2階：480㎡	1階：300人 2階：160人 460人
5	上厚真小学校	上厚真、厚和、浜厚真	18.7m	体育館：959㎡ 教室：2,458㎡	体育館：320人 教室：820人 1,140人
15	厚南中学校	上厚真	7.7m	体育館：965㎡ 教室：2,337㎡	体育館：320人 教室：779人 1,099人

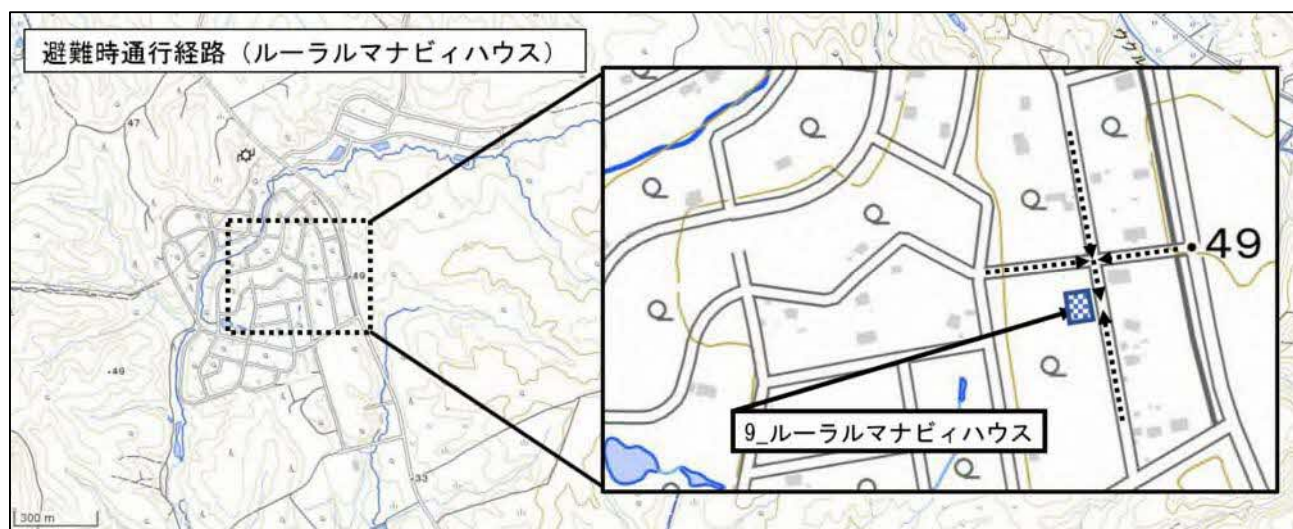
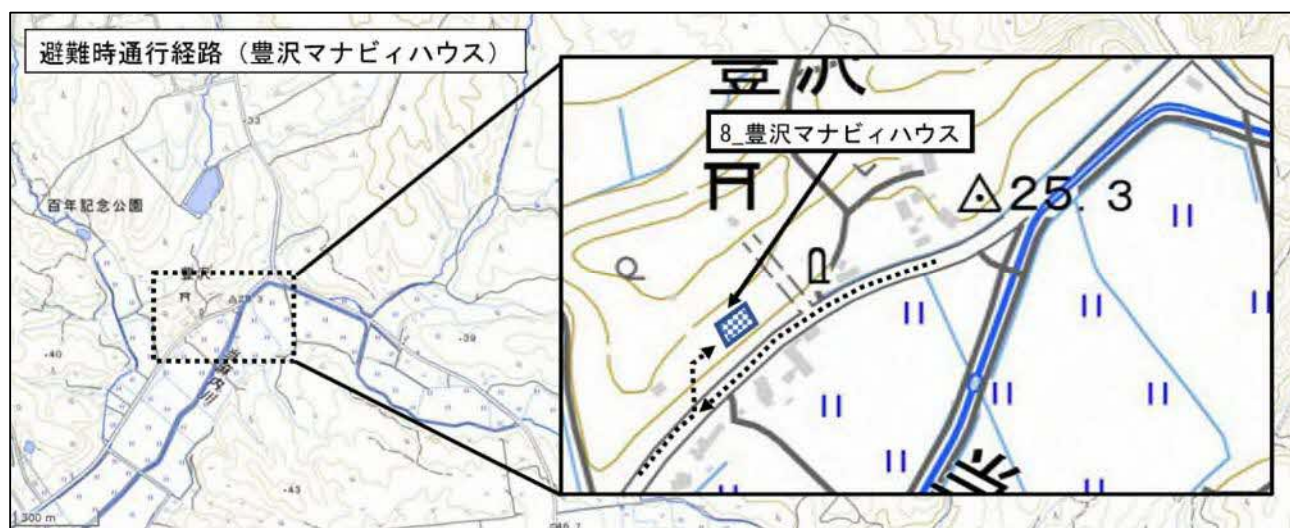
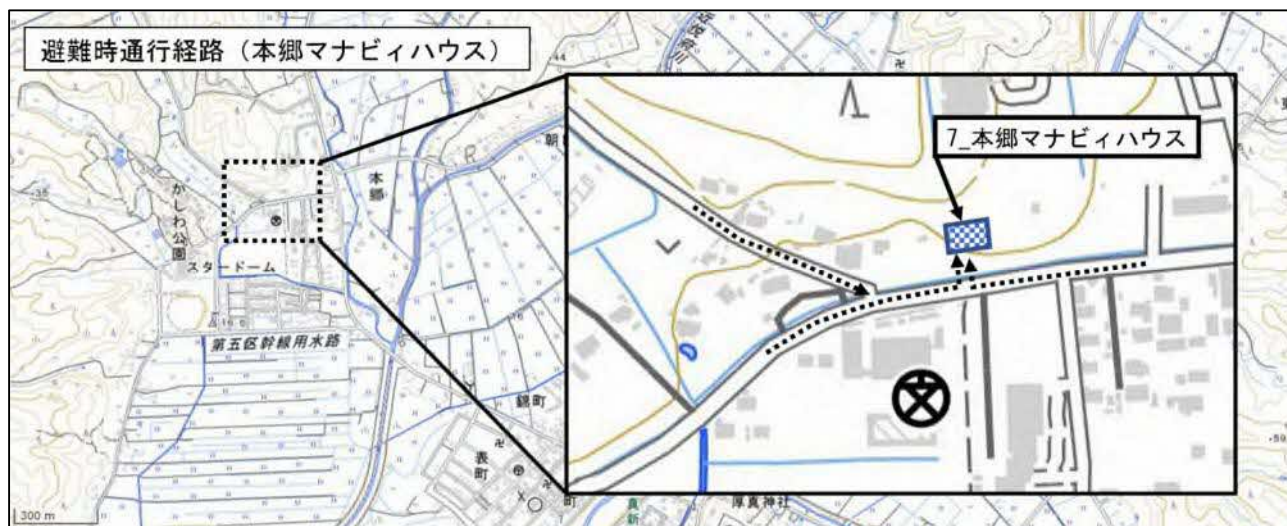
(1人あたりのスペース3㎡)

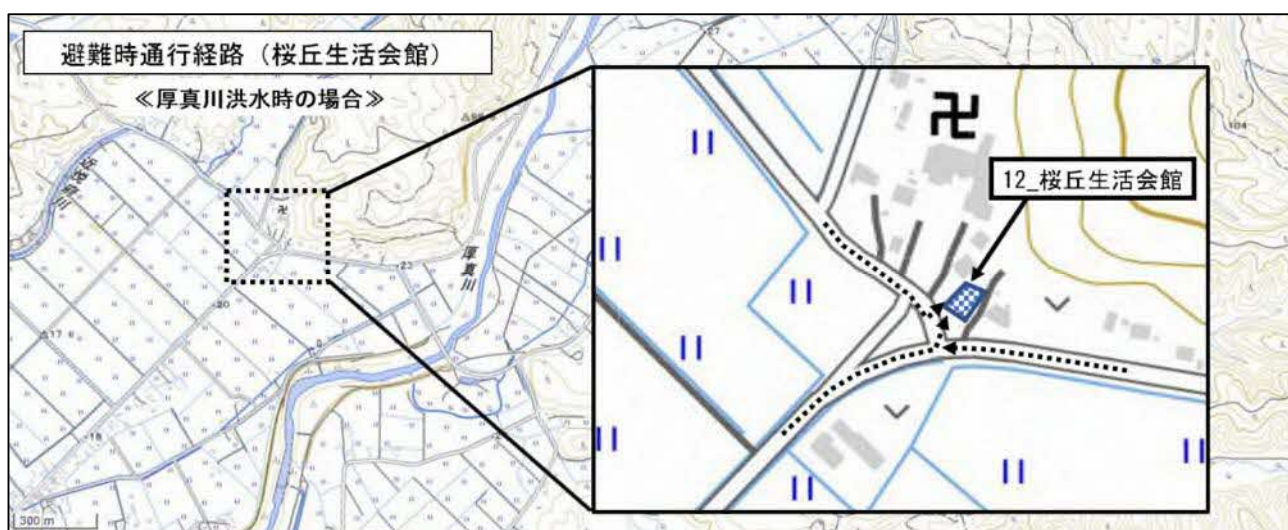
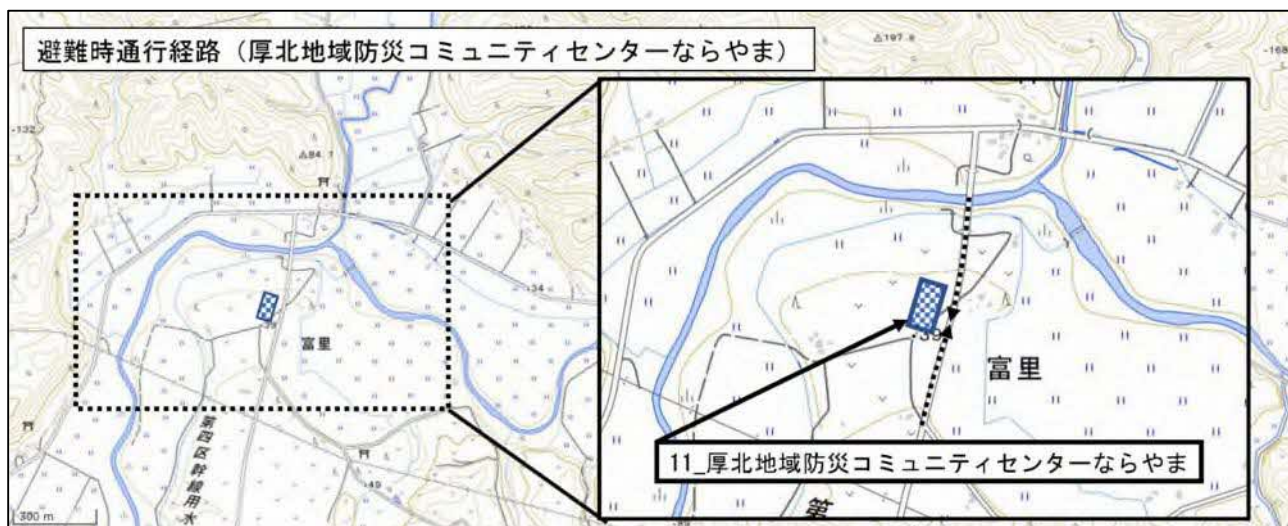
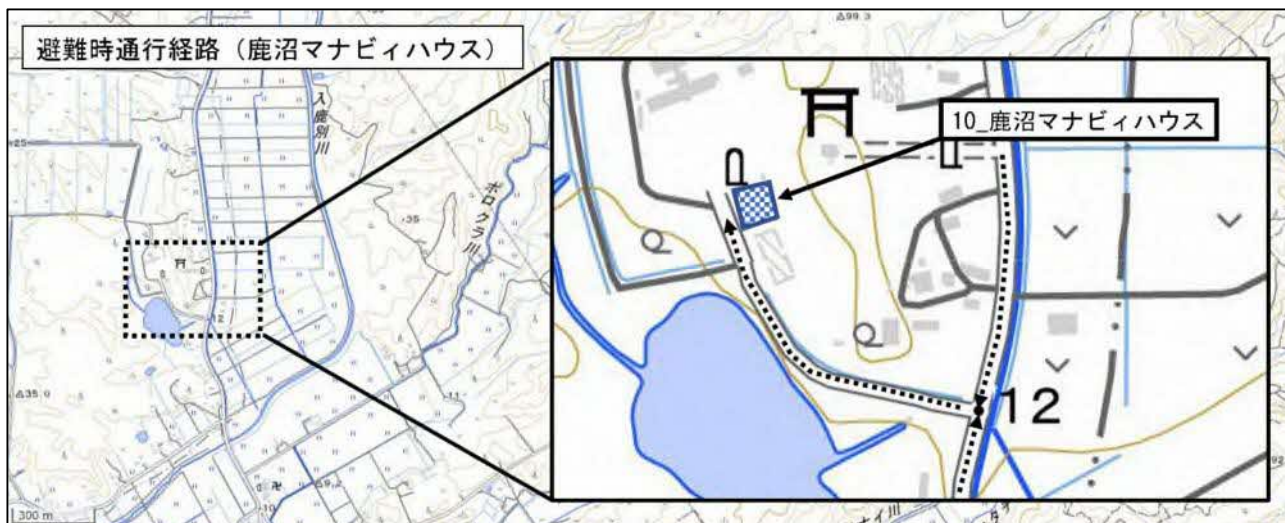


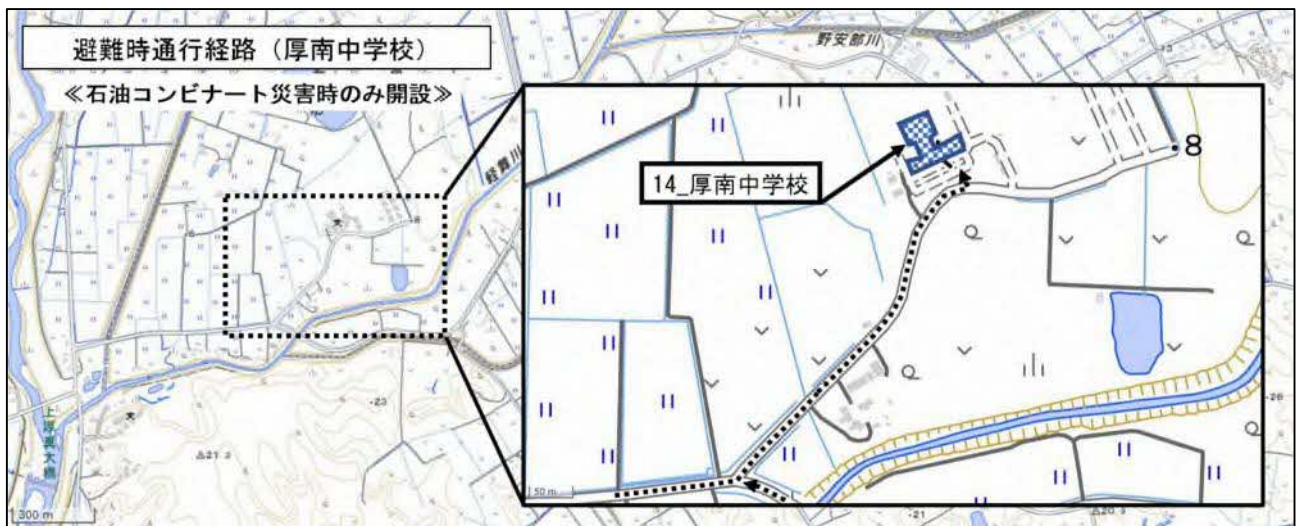
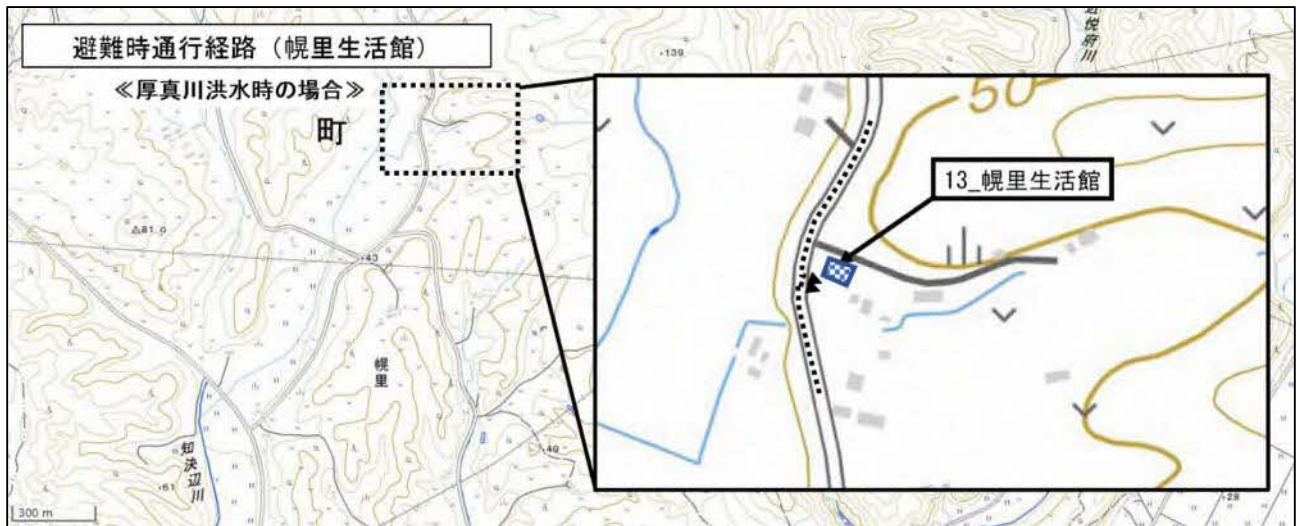
避難通行経路図









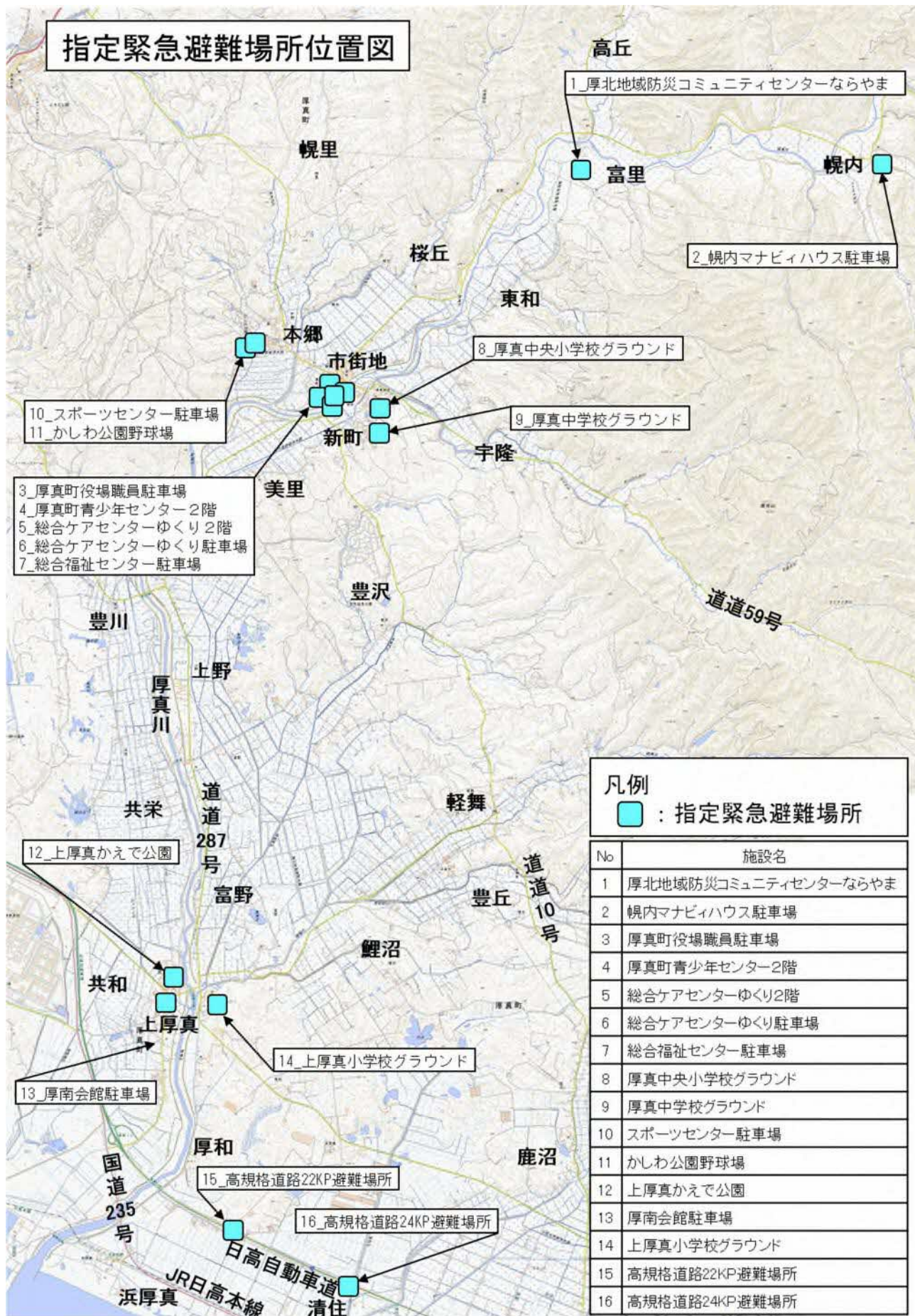


資料11 指定緊急避難場所一覧表

番号	避難所施設名	標高 (EL)	対象とする災害の種類											管理 責任者	収容可能
			洪水(想定最大)		土砂	高潮	地震			津波		大 火 事	火 山		
			浸水深	適否			構造	耐震	適否	24時間対応	適否				
1	幌内マナビィハウス駐車場	49.1m	無	○	○	—	—	—	○	—	—	○	—	町	342人
2	厚北地域防災コミュニティセンターならやま	37.3m	無	○	○	—	w	○	○	—	—	○	○	町	66人
3	厚真町役場職員駐車場	18.6m	0.5～3.0	×	○	—	—	—	○	—	—	○	—	町	791人
4	厚真町青少年センター 2 階	18.4m	0.5～3.0	×	○	—	RC	○	○	—	—	○	○	町	143人
5	総合ケアセンターゆくり 2 階		0.5～3.0	×	○	—	RC	○	○	—	—	×	○	町	153人
6	総合ケアセンターゆくり駐車場	18.6m	0.5～3.0	×	○	—	—	—	○	—	—	○	—	町	846人
7	総合福祉センター駐車場	18.8m	0.5～3.0	×	○	—	—	—	○	—	—	○	—	町	550人
8	厚真中央小学校グラウンド	35.5m	無	○	○	—	—	—	○	—	—	○	—	校長	4752人
9	厚真中学校グラウンド	36.6m	無	○	○	—	—	—	○	—	—	○	—	校長	17,975人
10	スポーツセンター駐車場	17.6m	0.5～3.0	×	○	—	—	—	○	—	—	○	—	町	726人
11	かしわ公園野球場	17.2m	0.5～3.0	×	○	—	—	—	○	—	—	○	—	町	5,683人
12	上厚真かえで公園	7.3m	0.5～3.0	×	○	—	—	—	○	○	×	○	—	町	1,533人
13	厚南会館駐車場	7.3m	0.5～3.0	×	○	○	—	—	○	○	○	○	—	町	1,365人
14	上厚真小学校グラウンド	18.7m	無	○	○	○	—	—	○	○	○	○	—	校長	3,000人
15	高規格道路 2 2 K P 避難場所	13.6m	無	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	国交省	130人
16	高規格道路 2 4 K P 避難場所	10.9m	無	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	国交省	805人

(1人あたりのスペース1㎡)

指定緊急避難場所位置図



資料12 要配慮者施設（避難確保計画要作成施設）一覧表

【水防法第15条第3項に定める浸水想定区域内（厚真川）】

施設等区分	名称	種別	住所	電話	浸水想定 (最大規模)
福祉施設等	厚南デイサービスセンター	通所	勇払郡厚真町字上厚真42-1	27-8111	0.5m～3.0m
	高齢者生活福祉センター（ともいき荘）	通所	勇払郡厚真町字本郷236-6	27-8111	0.5m～3.0m
	グループホーム夢ふうせん やわらぎ	通所	勇払郡厚真町字本郷236-6	26-7336	0.5m～3.0m
	小規模多機能ホーム夢ふうせん ほんごう	通所	勇払郡厚真町字本郷236-6	26-7336	0.5m～3.0m
	グループホーム えがおの家	通所	勇払郡厚真町京町34-1	29-7222	0.5m～3.0m
	特別養護老人ホーム豊厚園	入所	勇払郡厚真町新町11-3	27-3111	0.5m～3.0m
	あつまデイサービスセンター	通所	勇払郡厚真町新町11-3	27-3111	0.5m～3.0m
	障害者支援施設 厚真リハビリセンター	入居	勇払郡厚真町新町11-3	27-3111	0.5m～3.0m
	ライフサポートハウス すまいる	通所	勇払郡厚真町京町180	29-7222	0.5m～3.0m
	厚真町まちなか交流館	通所	勇払郡厚真町京町12-1	29-7023	0.5m～3.0m
学校等	北海道厚真高等学校	通所	勇払郡厚真町字本郷234-3	27-2069	0.5m～3.0m
	厚真町立厚南中学校	通所	勇払郡厚真町字富野75-2	28-2763	0.5m～3.0m
	こども園つみき	通所	勇払郡厚真町京町152	27-3945	0.5m～3.0m
	宮の森こども園	通所	勇払郡厚真町字上厚真258-7	28-2525	0.5m～3.0m
	厚南児童会館	通所	勇払郡厚真町字上厚真258-7	28-2801	0.5m～3.0m
医療施設	あつまクリニック	通所	勇払郡厚真町京町15	27-2422	0.5m～3.0m

資料13 災害協定等締結一覧表一覧表

令和4年10月18日現在

No	分類	覚書等名	締結先	締結内容	要請の要件等	締結日	有効期間
1	【申し合せ】 災害時 応援	北海道地方における災害時の応援に関する申し合わせ	北海道開発局	土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、北海道開発局が被災直後の緊急的な対応を実施	大規模自然災害発生時に応援を要請	平成22年6月1日	なし
2	【覚書】 被災者の 通信 確保	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社	災害発生時、特設公衆電話の設置による被災者の通信を確保	災害救助法適用の災害が発生又は同程度の事象発生により社会の混乱が発生している状況で利用開始を通知	平成28年9月5日	なし
No	分類	協定名	協定先	協定内容	要請の要件等	締結日	有効期間
1	ライフライン	日本水道協会北海道地方支部道南地区協議会災害時相互応援に関する協定	日本水道協会北海道地方支部道南地区協議会	1 応急給水作業 2 応急復旧作業 3 応急復旧用資材の供出 4 工事業者の斡旋 5 上記の他、特に要請のあった事項	地震、異常渇水等による水道災害において応援活動を要請	平成10年12月1日（廃止） 平成19年7月26日	なし
2	施設・設備	厚真町所有公共土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定	厚真建設協会	災害時の厚真町が所掌する事務に係る施設及び設備の災害応急対策に係る業務の実施	地震、豪雨、大規模な事故等により災害が発生又は発生する恐れがある場合で甲が協力を必要と判断した場合、乙又はこの会員に対し協力を要請	平成21年4月1日改訂	H22.3.31までとするも、双方の申し出がない限り毎年度更新
3	飲料供給	災害時における飲料供給に関する協定書	サントリーフーズ株式会社北海道支社	1 要請時点で乙が調達・製造が可能な数量のミネラルウォーター及びその他の飲料の供給 2 緊急時飲料提供ベンダー（自販機）を設置、及び契約を締結	地震、風水害等により甚大な被害を及ぼす災害が発生した場合で飲料を調達する必要があると判断した場合に要請	平成21年8月11日	締結日から1年間とするも双方から異議の申し出がない限り更新
4	飲料供給	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書	北海道コカ・コーラボトリング株式会社	乙所有のネットワーク接続された災害対応型自販機（電光掲示機能搭載型）を設置 1 自販機の電光掲示版による地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等の提供 2 町の災害対策本部設置などの緊急時における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供	緊急時の認定及び商品提供の実行権限を甲に委任	平成22年3月23日	締結日から1年間とするも双方から解約等の意思表示がない限り更新

5	ガス (ライフライン)	災害発生時における厚真町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	社団法人北海道エルピーガス協会胆振支部 北海道エルピーガス災害対策協議会	1 被災場所におけるLPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供 2 被災場所における応急措置及び復旧工事 3 避難場所等へのLPガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事 4 大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策 5 その他、甲が必要とする要請事項	町の区域内に災害等（災対法に定める災害、武力攻撃事態等における国民保護措置事態）が発生又は発生する恐れがある場合で甲が必要であると認めた場合、原則文書をもって要請、ただし、緊急の場合当初、口頭じ後、文書を提出	平成23年3月14日	双方から文書をもって協定終了の通知をしない限り効力を持続
6	電気（ライフライン）	災害時協力協定書	一般財団法人北海道電気保安協会	電気使用設備の安全点検・検査の実施 1 公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応急対策活動 2 公共施設の電力復旧工事の監督、指導及び検査 3 その他、甲が必要と認める応急対策活動	台風、地震等の自然災害及び大規模停電、大規模火災・爆発等の重大事故が発生、又は発生する恐れがある場合で甲が乙に協力を要請する必要があると認めた場合	平成23年11月1日	H24.3.31までとするも、双方から文書をもって協定終了の意思表示がない限り毎年度更新
7	燃料（ライフライン）	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書	苫小牧地方石油協同組合	1 緊急車両等への石油類燃料の優先給油 2 災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等への石油類燃料の優先提供 3 乙等が取り扱う物資の供給及び要員の動員等 4 乙等の給油所における帰宅困難者、被災者及び観光客等に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供 5 乙等の給油所における帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供 6 乙等の給油所における傷病者である帰宅困難者等に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援	厚真町の区域内に地震、風水害その他の大規模災害等が発生し、又は発生の恐れがある場合で甲が乙及び乙の安平支部厚真部会並びに乙の組合員に対し要請	平成24年4月20日	締結日から1年間とするも双方から解約等の意思表示がない限り更新
8	浄水施設（ライフライン）	災害時協力協定書	新栄クリエイト株式会社	浄水場設備の危機管理の実施 1 浄水場等施設の運転復旧のために必要な技術支援等の応急対策活動 2 浄水場等施設の運転復旧工事の緊急資材の調達及び要員の動員等 3 その他、甲が必要と認める応急対策活動	台風、地震等の自然災害及び大規模停電、大規模火災・爆発等の重大事故が発生、又は発生する恐れがある場合で甲が乙に協力を要請する必要があると認めた場合で文書をもって要請、ただし緊急を要する場合は口頭で要請し、じ後文書を提出	平成24年10月22日	H25.3.31までとするも、双方の申し出がない限り毎年度更新

9	高規格道路の一部使用	津波緊急避難における日高自動車道の区域の一時使用に関する協定書	国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部	津波から地域住民等の生命を守るため日高自動車道の区域の一部を一時避難場所として使用 ・高規格道路22KP避難場所 ・高規格道路24KP避難場所	厚真町に津波が襲来又は太平洋沿岸に大津波警報・津波警報が発令された時から津波による避難の必要性が無くなった時まで	令和4年3月28日再締結	協定締結の日から3年間、有効期間の満了日までに双方から申し出がない場合は更に3年間延長、以後も同様
10	行政支援	災害時の応援に関する協定	財務省北海道財務局	1 避難施設運営補助（支援物資運搬、避難施設巡回等） 2 災害ボランティア及び支援物資等の受付事務 3 有価物（現金、保険証、貴金属等の遺失物）の分別等作業 4 り災証明書申請受付及び発行に関する事務 5 り災建物判定に係る現地調査補助 6 その他、災害応急対策に関する事務及び作業	道内で相当規模の災害が発生した場合で電話連絡等口頭で要請を行い、要請内容を期した文書を提出	平成26年3月28日	なし
11	行政支援	大規模災害時等の情報共有要領及び生活救助等に関する協定書	陸上自衛隊第7師団第7特科連隊	災害に係る連絡体制の強化、情報の収集・整理・共有、救助活動のための地域の使用、応急的な生活救助等を定め人命救助活動及び生活救助活動に資する。	1 情報連絡体制を確立：平常時から 2 情報収集・伝達：大規模災害が発生又は発生する恐れがある場合 3 情報の整理・共有：災害時 4 地域の使用：人命救助活動及び民生活動等のため乙の活動拠点が必要な場合 5 生活救助：道に対し緊急に必要な生活救助のための物資を要請する場合	平成26年8月5日	締結日から1年間とするも双方から解約等の意思表示がない限り更新
12	行政支援	災害時広域相互応援に関する協定書	苫小牧市 白老町 厚真町 安平町 むかわ町	1 食料、飲料水及び生活必需品の供給並びにこれらの供給に必要な資機材の提供 2 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 3 被災者の救出、医療、防疫及び応急復旧に必要な医薬品等の物資並びに資機材の提供 4 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣 5 児童・生徒の受入 6 被災者に対する住宅の提供 7 上記の他、要請があった事項	災対法規定の趣旨に基づき、締結した市町の地域に災害が発生した場合連絡担当部局を通じ電話等により要請	平成27年3月2日	H30.3.31までとするも、いずれから申し出がない限り、更に3年延長とし、以後も同様

13	行政支援	災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定及び災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定実施細目	北海道 北海道市長会 北海道町村会	1 災害対策に従事する職員の派遣 2 災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供及び斡旋 3 被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供及び斡旋 4 広域一時滞在等による被災住民の受入 5 上記による他、特に要請のあった事項	災対法に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合に要請	平成27年 3月31日	なし
14	輸送	緊急時における輸送業務に関する協定書	室蘭地区トラック協会苫小牧支部	物資の輸送業務	災害時又は災害発生の恐れがある場合で甲は緊急輸送業務要請書により要請、ただし、文書により要請できない場合当初、口頭により要請し、じ後、文書を送付	平成27年 12月14日	締結日から1年間とするも双方から解約等の意思表示がない限り更新
15	情報	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	1 町HP等のキャッシュサイトの作成 2 災害情報ブログの活用による分散化、発信手段の確保 3 避難所マップの作成 4 避難情報の発信 5 防災速報での自治体からの緊急情報の発信	地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え町民に対し必要な情報を提供	平成28年 11月7日	協定締結日から1年間とするも本協定を終了する旨の書面による通報がない限り更に1年間を自動更新
16	その他	災害発生時における厚真町と厚真町内郵便局の協力に関する協定	厚真町内郵便局（厚真郵便局・上厚真郵便局・軽舞郵便局） 代表日本郵便株式会社北海道支社長	1 緊急車両としての車両の提供 2 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供 3 郵便局ネットワークを活用した広報活動 4 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 (1)被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2)被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3)被災地宛て救助用郵便等の料金免除 (4)被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除	町内に発生した地震その他による災害（災対法に定める被害）時協力を要請	平成30年 3月31日	H31.3.31までとするも、双方から書面による解約の申し出がない限り毎年度更新

				5 乙が業務中に発見した道路等の損傷状況情報提供 6 避難所における臨時の郵便差出箱設置及び郵便社員による郵便物の取集・交付等 7 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱 8 上記の他、要請があったもののうち協力できる事項			
17	ペット	厚真町における災害時の動物救護活動等に関する協定	ペットホテル HAYA	・ 負傷した被災動物への応急手当に関すること ・ 被災動物の保護及び管理に関すること ・ 被災動物に関する情報収集及び情報提供に関すること ・ 避難所等における被災動物に関する飼育舎への助言、及び指導に関すること ・ 施設、設備及び物資の供給その他必要な災害応急業務に関すること	甲が協定内容に定める内容についてその必要があると認めた時は乙に協力を要請	平成30年 9月6日	締結日から1年間とするも双方から解約等の意思表示がない限り更新
18	生活物資等供給	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	株式会社セコマ	災害時における応急生活物資として商品の供給及び配送協力	地震、風水害その他の大規模災害時又は武力攻撃事態等における国民保護措置事態が発生又は発生する恐れがある場合で甲が避難所を開設又は住宅避難者が発生、災害対策本部又は国民保護対策本部を設置後、乙に要請を行ったとき	令和元年 5月20日	締結日から1年間とするも双方から解約等の意思表示がない限り更新
19	生活物資等供給	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における物資供給	地震、風水害、武力攻撃事態を含むその他の災害が発生、又は発生するおそれがある場合に厚真町が災害対策本部を設置し、NPO法人コメリ災害対策センターに要請を行ったとき	令和元年 10月2日	協定締結日から効力を有し、双方が文書をもって協定終了を通知しない限り効力を有する
20	電気（ライフライン）	電気自動車等を活用した災害連携協定	・ 北海道日産自動車株式会社（乙1） ・ 札幌日産自動車株式会社（乙2）	電力不足が想定される避難所等において、電気自動車から電力を供給すること	災害発生かつ、災害救助法が適用になる可能性がある場合に要請	令和2年 9月25日	R3.3.31までとすも、期間満了日の1ヶ月前までに双方から書面による

			・日産プリンス札幌販売株式会社 (乙3)				異議の申し出がない場合は、更に1年間継続、以降も同様
21	生活物資等供給	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書	合同容器株式会社	災害発生時における応急生活物資（ダンボールベッド等）の供給	災害対策基本法第2条第1号規定する災害が発生又は発生するおそれがある時、町が合同容器株式会社に要請をおこなったとき	令和2年10月1日	R3.3.31までとするも、期間満了日の30日前までに双方から文書による終了のいい表示がない場合は、更に1年間継続、以降も同様
22	パートナーシップ協定	ドローンの活用に係るパートナーシップ協定書	UAVACドローンエキスパートアカデミー北海道校（株式会社ドリームベース）	1 甲の連携・協力事項 (1)甲の主催するイベントなど各種行事でのドローンへの町民理解、啓発の場の提供 (2)安全・安心なまちづくりや経済活性化などの政策課題へのドローンの活用への検討・導入 (3)甲の実施する防災訓練における乙との連携 (4)行方不明者の捜索などの乙への協力要請 (5)災害時における乙への協力要請 2 乙の連携・協力事項 (1)甲の主催するイベントなど各種行事におけるドローン体験など町民理解の促進・啓発 (2)安全・安心なまちづくりや経済活性化などの政策課題に向けた提案・協力 (3)甲の実施する防災訓練への参加・協力 (4)甲の要請に基づく行方不明者の捜索などへの協力 (5)甲の要請に基づく災害時の状況把握・情報収集その他の災害支援・協力 3 その他甲及び乙が協議し連携・協力することとなった事項	町からの要請	令和2年10月16日	締結日から起算して1年間、有効期間満了の日の1カ月前までに、双方からも申し出がないときは、1年更新、その後も同様

23	上水道 (ライフ ライン)	災害時における上 水道中央監視シス テム応急対応に関 する協定	愛知時計電機 株式会社札幌 支店	災害時における上水道中央監視システムの応急対 応に関する事項 ・ 応急対策に用いる F A ・ O A 機器、テレメータ 装置及び仮設運用 P C 等を優先的に提供 ・ その他、応急対応に係る必要な措置 (リモート 操作によるソフトウェア復旧作業等)	災害が発生又は発生する恐れがあ る場合に要請	令和2年 11月12日	甲又は乙か ら文書をも って協定の 終を通知し ない限り、 その効力を 有する
24	物資等輸 送	災害時における物 資の緊急・救援輸 送等に関する協定	ヤマト運輸株 式会社 日高 西支店	災害対策活動に係る緊急・救援輸送 ・ 厚真町の防災用備蓄品等物資の避難所等への配 送 ・ 厚真町の流通備蓄倉庫の運営 (受入、保管、在 庫管理) ・ 物資の輸送管理等に関する乙の従業員による助 言・指導等 ・ 物資配送等に関わる作業員、荷役機械及び資機 材等の手配に関する事項 ・ 前号に掲げるもののほか、甲及び乙の協議によ り定める事項	災害が発生又は発生する恐れがあ る場合に甲が必要と認めた時は乙 に対し要請	令和2年 11月27日	締結日から 1 年間、双 方から意思 表示が無い 限り、期間 満了の日か ら1年間延 長、以後も 同様
25	仮設住宅	災害時における応 急仮設住宅 (移動 式木造住宅) の建 設に関する協定	一般社団法人 日本ムービン グハウス協会	災害時における応急仮設住宅 (移動式木造住宅 (ムービングハウス)) の建設	災害救助法 (昭和22年法律第118 号) 第4条第1項第1号に基づく災害 が発生し、甲が乙に対し要請	令和3年2 月19日	締結日から 1 年間、満 了日の30日 前までに双 方から解除 の申し出が 無い場合、 更に1年間延 長、以後も 同様
26	トイレ供 給	災害時におけるコ ンテナ型トイレ等 の供給に関する協 定	ウォレットジ ャパン株式会 社	避難所等必要となる場所にコンテナ型トイレを 設置、避難住民等へのトイレの供給 ①コンテナ型トイレの設置・撤去 ②トイレ使用に必要な備品の提供 ③トイレの設備のメンテナンス ④その他、町が必要と認めるもの	災害が発生、又は発生するおそれ がある場合や武力攻撃災害が発 生、又は発生するおそれがある場 合において、甲が乙に対して要請	令和3年5 月10日	締結日から 1 年間、満 了日の1ヶ月 前までに双 方から更新 しない旨の 申し出が無 い場合、更

							に1年間延長、以後も同様
27	電力供給	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社	大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合などに、停電情報等の共有及び復旧作業における施設・敷地・資機材物資・人材等の相互協力及び停電復旧作業における樹木・土砂等の障害物（電力設備を除く）除去作業の支援並びに、町が管理する道路の通行に支障となる場合に、早期解消に向けた連携等についての協定	大規模災害が発生、又は発生するおそれがある場合、甲が乙に対して要請	令和4年1月20日	締結日から1年間、協定が終了する1カ月前までに甲・乙・丙から申し出がない場合、更に1年間継続、以降も同様
28	福祉用具供給	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	一般社団法人日本福祉用具供給協会	相互に協力して避難所等において必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具等物資を確保し供給	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に甲が乙に対して要請	令和4年4月1日	締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続
29	物資供給	災害時における避難所等で使用する製品の供給に関する協定書	アキレス株式会社	避難時や避難所等で使用するゴム製品の資機材等を供給	災害が発生、又は発生するおそれがある場合、甲が乙に対して要請	令和4年4月1日	締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続

30	ボランティア	厚真町災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定書	社会福祉法人厚真町社会福祉協議会	大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置及び運営	大規模災害が発生し、災害ボランティアセンターの設置が必要と判断した場合、甲乙協議の上設置	令和4年10月18日	締結の日から1年間、期間満了の3カ月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申し出が無い時は1年間延長、以後同様
31	医療支援	災害時の医療救護活動に関する協定書	一般社団法人苫小牧市医師会	避難所及び災害現場等における救護所の設置及び医療救護活動 ・傷病者の傷病の程度の判定 ・傷病者に対する応急措置及び医療 ・傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定 ・被災者の死亡の確認及び死体の検案	地域防災計画に基づき、医療活動を実施する必要がある場合、甲が乙に救護班の編成及び派遣を要請	令和5年11月20日	締結の日から1年間、期間満了の1カ月前までに甲乙いずれからも意思表示が無い時は1年間継続、以後同様

資料14 災害記録

年月日	種別	災害の概要
昭和 8年 8月 7日	水 害	死者1名 全壊18棟 半壊42棟 浸水1,278棟 道路49箇所 橋梁40箇所 被害総額 984千円
昭和22年 9月15日 ～16日	水 害	前線により全地域的に田畑冠水、流失橋梁流失
昭和24年11月23日	大 火	厚真市街大火 全焼48棟 半焼20棟 被害総額 130,000千円
昭和27年 3月 4日	地 震	十勝沖地震による災害(震度6) 死者1名 重傷1名 軽傷8名 全壊35棟 半壊36棟 小壊141棟 計212棟 被害総額 146,386千円
昭和43年5月16日	地 震	十勝沖地震による災害(震度6) 重症1名、軽傷2名、住家全壊5棟、住家 半壊26棟、住家一部破損611棟、非住家全半壊10棟、農業関連その他76件、 河川決壊4箇所、橋梁破損4箇所、道路破損11箇所、林業関係4件、衛生1箇 所、商工50件、学校14箇所
昭和45年 5月11日 ～12日	大 雨	低気圧(2ツ玉)災害により、全町的に田畑冠水、流失、河川・道路・橋 梁等欠壊 被害総額131,826千円
昭和50年 8月24日 ～25日	大 雨	台風5・6号災害により、全町的に田畑冠水、流失、河川・ 道路・橋梁等被害、床上浸水82棟、床下浸水140棟、住家一部損壊2棟、そ の他被害甚大、被害総額1,351,407千円
昭和52年 5月15日 ～16日	大 雨	低気圧災害により、河川・道路・橋梁・土地改良関係に被害 被害総額 146,733千円
昭和56年 8月 3日 ～ 6日	大雨台風	前線と台風12号による大雨災害により、住宅・道路・橋梁・農作物・その 他被害甚大 被害総額341,077千円
昭和56年 8月21日 ～24日	大雨台風	前線と台風15号による大雨災害により、住宅・林業・道路・橋梁・農作物・ その他被害甚大 被害総額537,780千円
昭和62年 8月25日 ～26日	大 雨	低気圧災害により、田畑、河川、道路、農作物、その他被害甚大 被害総 額671,112千円
平成 2年 4月22日 ～23日	大 雨	低気圧災害により温床などの農業施設、河川、道路に被害被害総額251,851 千円
平成 4年 8月 9日	大 雨	台風10号崩れの低気圧による大雨災害により、農作物、河川、道路、家屋 など被害甚大 被害総額4,787,470千円
平成 5年 1月15日	地 震	釧路沖地震による災害(震度4)により住家一部破損1棟、非住家半壊1 棟、農業関連その他3件、道路5カ所、衛生施設 1箇所、商工17件、学校2件、 被害総額4,420千円
平成 8年 8月23日	大 雨	低気圧災害により土木施設20箇所被害総額 146,060千円
平成 9年 8月 8日 ～13日	大 雨	低気圧災害により土木関係90箇所135,710千円、農業関係226.8ha、72,783千 円、林業関係7箇所20,550千円、教育関係 1箇所200千円、施設関係1箇所280千円被害総額229,523千円
平成11年 9月25日	強 風	台風18号による強風災害により、 農作物12ha、営農施設0.044ha、被 害総額 300千円
平成12年 4月11日	強風・ 降雨 融雪	低気圧及び融雪による災害により、非住家2箇所273千円、営農施設258箇所 23,719千円、土木関係22箇所112,060千円 林業関係2箇所400千円、施設関 係1箇所165千円 被害総額136,617千円
平成12年 5月13日	大 雨	低気圧による災害により、農業関係161ha、38箇所23,470千円、土木関係23 箇所69,340千円、林業関係13箇所3,477千円 被害総額96,287千円
平成12年 7月25日 ～26日	大 雨	低気圧による災害により、農業被害29.49ha、2箇所8,329千円土木被害13箇 所24,400千円 被害総額32,729千円
平成12年 8月15日	大 雨	低気圧による災害により、農業被害55.96ha、27箇所29,725千円、土木被害 42箇所83,980千円、林業関係14箇所33,460千円 被害総額147,165千円
平成13年 8月22日	大 雨	台風11号による大雨により、農業被害5箇所900千円、土木被害2箇所550 千円、林業関係3箇所350千円、被害総額1,800千円
平成13年 9月11日	大 雨	台風15号と秋雨前線大雨により、農業被害711.48ha 1箇所233,456千円、土 木被害132箇所1,170,627千円、林業関係16箇所84,700千円、被害総額 1,488,783千円

平成14年10月 1日	台 風	台風21号の強風により、文教施設1箇所 被害総額100千円
平成15年 8月10日	大 雨	台風10号による大雨により、農業被害60 ha1,434千円、土木被害15箇所8,210千円、被害総額19,644千円
平成15年 9月26日	地 震	十勝沖地震による被害（震度5強）により住家一部破損13棟、農業関連その他19件、道路34箇所、衛生10箇所、商工12箇所、学校4箇所、社会教育5箇所、社会福祉2箇所、その他30箇所、被害総額892,520千円
平成15年10月25日	強 風	ダウンバーストにより、住家一部破損2棟350千円、農業被害0.725 ha44箇所13,266千円、被害総額13,616千円
平成16年 1月13日	大 雪	大雪により、農作物0.189ha3,076千円、営農施設55箇所34,927千円、林業被害8箇所1,746千円 被害総額39,749千円
平成16年 9月 8日	台 風	台風18号により、停電500戸
平成17年 9月 7日 ～ 8日	大 雨	台風14号による大雨により農業被害170.78 ha、土木被害9箇所5,438千円、5,438千円
平成18年 8月17日 ～20日	大 雨	豪雨及び暴風雨により、床下浸水2件、土木被害19箇所135,600千円、被害総額135,600千円
平成22年 8月11日 ～14日	大 雨	台風4号及び前線による大雨により、農業被害30,961千円、土木被害28箇所90,713千円、被害総額121,674千円
平成23年 3月11日	大津波	東日本大震災による津波被害により、水産被害20箇所 被害総額16,519千円、その他トラック4台、乗用車22台浸水
平成28年 2月29日 ～ 3月 1日	暴 風 雪	暴風雪により農業被害（ビニール破損、防風網倒壊、納屋シャッター損壊）被害総額1,869千円
平成28年 8月22日 ～23日	大雨・洪水	台風9号による大雨により農作物18ha、農地損壊13箇所、用排水・井堰損壊50箇所、農道損壊8箇所等、被害総額55,814千円
平成30年 9月 6日	地 震	・平成30年北海道胆振東部地震（最大震度7）により死者37名（災害関連死含む。）負傷者61名（軽症） ・建物被害：住家（全壊233、大規模半壊70、半壊262、一部損壊1,082）1,647棟、非住家（全壊675、大規模半壊161、半壊505、一部損壊811）2,152棟 ・道路：高規格道路路面損壊、道道4路線土砂崩れ及び橋梁損壊2路線、町道25路線土砂崩れ等、鉄道JR日高線：軌道変移、橋梁桁ずれ ・電気：全町で停電、水道：富里浄水場の損壊、水道管の破裂による断水1,941戸（厚真地区1,188戸、上厚真地区753戸）、地域情報通信網：土砂崩れによる光通信ケーブル断線、あつまネット・テレビ共聴施設の不通（あつまネット29戸、テレビ共聴62戸） ・農業被害：農地94箇所154.7ha、農業用施設69箇所、農業機械・施設183戸、共同利用施設8箇所、国営勇払東部地区かんがい排水事業：厚真ダム頭首工1箇所、揚水機1箇所、導水路18.2km ・林業：大規模な山腹崩壊による林地、林道の破壊（林道3路線、森林3,230ha） ・被害総額823億円（公共土木施設188億円、農業関係110億円、林業458億円、その他67億円）
平成31年 2月21日	地 震	地震（最大震度6弱）により負傷者（軽症）1名、水道の断水：厚真地区111戸

厚真町地域防災計画の沿革

昭和 38 年	7 月	厚真町地域防災計画の作成
昭和 55 年	4 月 1 日	一部改訂
平成 15 年	6 月 15 日	全面改訂
平成 22 年	2 月 4 日	一部改訂
平成 26 年	5 月	全面改訂
平成 28 年	2 月	一部改訂
令和 元年	1 月 13 日	資料編一部改訂
令和 3 年	3 月 31 日	全面改訂
令和 4 年	6 月 22 日	一部改訂（軽微）
令和 5 年	2 月 27 日	一部改訂
令和 6 年	3 月 1 日	一部改訂